

長野県日本語交流員養成初期研修 ワークブック

長野県県民文化部文化政策課
多文化共生・パスポート室

はじめに

長野県では「共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代^{※1}」を基本目標に多文化共生社会を実現するための様々な取組を行っています。

その取組の1つが日本語学習支援です。現在、県では日本語教室を地域における多文化共生の拠点^{※2}とした地域づくりに取り組んでいます。

この教室の担い手として「長野県日本語交流員」の養成を進めています。

※1 しんしゅう(信州)多文化共生新時代とは…国籍や文化等の違いを認め合い、共に学び、共に地域の活力を創造する社会

※2 長野県の考える「多文化共生の拠点となる日本語教室」とは、次の2つを満たす日本語教室を言います。

- ① 日本語教育人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語交流員)が連携することで安定した運営と質の高い日本語学習の機会を提供することができる
- ② 学習者(外国人等)と地域社会の接点を創ることができる

「長野県日本語交流員」とは

日本語学習支援者としての基礎的知識を備え、日本語教室の中で日本語教師と協力しながら、外国人の日本語習得を支援していただく方です。

また、日本語学習支援にとどまらず、外国人が地域で安心して生活できるよう、外国人と積極的にコミュニケーションをとっていただくとともに、外国人と日本語教室を繋ぐ役割や外国人が地域コミュニティに参加しやすくなるようなサポート役を担っていただくことも期待しています。

この研修で学ぶこと

長野県日本語交流員は日本語を直接指導するのではなく、学習の支援者としての役割を担うことから、本研修では日本語の教え方や文法等の日本語指導に係る専門的なことは学びません。

この研修では専門家の方々にご協力いただき作成したカリキュラムと教材を基に、上記に示した「長野県日本語交流員」に求められる資質・能力が身に付けられる内容を学んでいただきます。

長野県日本語交流員養成・研修 カリキュラム

文化庁 平成30年度～令和2年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業活用事業

1 目的

誰もが暮らしやすい地域を実現するための日本語学習支援について考え、支援者として学び続けることができるとともに、地域における多文化共生を推進する担い手となることができる。

2 目標

外国人と地域住民が双方向で学び合い、楽しく参加できて、日本語学習につながり地域の暮らしの向上に役立つ。地域住民も参加し、外国人と接することで異文化理解を図る。

積極的に地域住民として学習者とコミュニケーションをとる。

3 対象

地域住民の意識を変えていく重要な役割ができ、多文化共生に興味のある者

4 定義

(1) 地域日本語教育コーディネーター

行政、地域の関係機関、関係者との連絡調整を行い、日本語教室の運営、日本語教育のプログラム作成を行う者。また、地域日本語教室とをつなぐ役割をする者。

(2) 日本語教師

日本語を直接学習者に教え、言葉と学習者を繋ぐ。

地域の日本語教育体制の状況を分かっており、地域の日本語教育体制と連携をしていく者。

(3) 日本語交流員（文化審議会国語分科会の報告における「日本語学習支援者」のことをいう。）

日本語を学習者に直接教えるのではなく、地域と学習者を繋ぐ。(1)、(2)の日本語専門職と連携しながら学習者と共に成長する者。

(4) 学習者

県内に生活する外国人（生活者としての外国人）

【日本語教育人材の役割の整理】

日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
日本語教育コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

※文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」平成31年3月より抜粋

5 資質・能力

1 共通	<p>(1) 日本語を正確に理解して的確に運用できる能力を持っていること。</p> <p>(2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。</p> <p>(3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションに学ぶという日本語教育の特性を理解していること。</p> <p>※指導者と学習者が固定的な関係でなく、相互に学び、教え合う実際的なコミュニケーション活動</p>
2 知識	<p>(1) 日本語や日本文化、社会、多文化共生に対する一般的な知識・理解を持っている。</p> <p>(2) 日本語教育に携わる機関・団体及び関係者による支援体制と自らに期待される役割について理解している。</p> <p>(3) 学習者の来日の経緯、国や言語・文化背景、日本語の学習目的に対する一定の知識を持っている。</p> <p>(4) 異文化理解や異文化間コミュニケーション、コミュニケーション能力に関する基礎的な知識を持っている。</p> <p>(5) 日本語の構造や日本語学習支援に関する基本的な知識を持っている。</p> <p>(6) 地域の文化やその地域での生活に必要な知識を持っている。</p> <p>(7) 長野県内活動地域の在住外国人の特性を理解している。</p> <p>(8) 相手の文化や日本文化の双方を理解し、多文化共生の知識を持っている。</p>
3 技能	<p>(1) 分かりやすく伝えるために、学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる。</p> <p>(2) 学習者の発話を促すために、耳を傾けると共に自身の発話を調整することができる。</p> <p>(3) 日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに、日本語学習を支援することができる。</p> <p>(4) 学習者の状況を観察し、日本語教師や日本語教育コーディネーターの助言を得ながら、学習方法や学習内容を学習者に合わせて工夫することができる。</p> <p>(5) 日本語を教えるのではなく、コーディネーターや日本語教師と共に、学習者と積極的にコミュニケーションをとることができる。話し相手になることができる。</p> <p>(6) 地域によって文化と歴史、住民が違うということを理解し、伝えることができる。</p> <p>(7) やさしい日本語を使って外国人と地域住民とをつなぐ（両者に伝えられる）ことができる。</p>
4 態度	<p>(1) 学習者の背景や現状を理解しようとする。</p> <p>(2) 学習者の言語や文化を尊重し、対等な立場で接しようとする。</p> <p>(3) 学習者や支援者などと良好な対人関係を築こうとする。</p> <p>(4) 学習者が自ら学ぶ力を育み、その学びに寄り添おうとする。</p> <p>(5) 異なる考えや価値観を持つ他者と協働できる柔軟性を持つようとする。</p> <p>(6) 日本語交流員としての立場を理解し、学習者と対等に双方に学ぼうとする。</p>
5 その他	<p>(1) それぞれの地域に合った支援体制及び自身が活動する地域の地域特性を理解している。</p> <p>※地域特性とは、活動する地域に在住する外国人の特性等</p>

(参考)

各研修では以下の資質・能力の各項目について重点的に取り組む。

初期研修：「1 共通」「2 知識」「3 技能」

スキルアップ研修：「1 共通」「4 態度」「5 その他」

6 カリキュラム内容

日本語交流員【初期】研修

教育内容:

	テーマ	目 標 (身に付ける 資質・能力)	内 容	方 法	時間数
1	日本語交流員の役割と 多文化共生（学習者の 背景に対する理解） ～日本語交流員の役割 を学ぶとともに多様性 を認め合おう～	1 (2) 2 (1)(3)(8) 3 (6) 4 (1)(5)(6) 5 (1)	(1) オリエンテーション ～日本語交流員に求められる役割、日 本語教育人材とは～ (2) 外国人をめぐる国内外の動き ・国の施策（在留資格等） ・国内の在留外国人の状況 ・主な出身国の文化背景（国の状況） ・来日理由、日本における生活状況な ど (3) 多文化共生とは (4) 「生活者としての外国人」に対する 日本語教育の目的・目標 (5) “よい” 支援・日本語教室とは	講義、 演習 ディス カッ ション	3
2	長野県、地域の独自性 ～どんな特徴があり、 どんな日本語教室があ り、学習者がいるのか を知ろう～	1 (2) 2 (2)(6)(7) (8) 3 (6) 4 (1)(2)(6) 5 (1)	(1) 県内に在住する外国人 ・全県及び地域の状況 (2) 多文化共生施策 ・長野県及び近隣市町村 (3) 外国人を取り巻く県内の特性、生活 事情等（他県との違いを理解する） (4) 外国人を取り巻く地域の特性、歴史 的背景、生活事情等（地域の違いを理 解する） (5) 地域の支援者の状況 (6) 地域日本語教育の実施体制と支援者 の役割（地域の日本語教室の紹介） (7) 日本語交流員の活躍の場	講義、 クイズ 形式演 習	3
3	やさしい日本語 ～日本語交流員として 身につけておくべき日 本語のスキル～	1 (1)(3) 2 (2)(5)(8) 3 (1)(2)(4) (5)(6)(7)	(1) やさしい日本語とは (2) やさしい日本語を使って身近な文化 等を伝える方法 (3) 日本語の構造 (4) 生活支援や地域の人との繋ぎ、地域 文化を紹介する上で必要な日本語の 構造	講義、 演習	3

4	多文化コミュニケーション～コミュニケーションから相手の文化を尊重しよう～	1 (1)(3) 2 (4) 3 (2)(4)(5) (6) 4 (3)(5)	(1) 異文化理解とは ※相手の文化の尊重と理解 (2) 多文化コミュニケーションとは (3) 日本語交流員としての傾聴 (4) 日本語交流員としての発話調整	講義、 演習	3
5	日本語交流員として～活動を想定し実践してみよう～	1 (3) 2 (5) 3 (3)(4)(5) 4 (4)(5)(6) 5 (1)	(1) これまでの研修の振り返り (2) 既存の地域日本語教室との連携 (3) 外国人支援の様々な事例紹介 (4) 日本語交流員としての実践演習	講義、 グループ演習	3
オ プ シ ョ ン	最近の外国人支援や日本語教室を知ろう		(1) 最近の外国人支援や日本語教室の事例参照 （「日本語交流員の活躍の場（モデル教室等）」の見学／地域の日本語教室の映像資料視聴／既存の日本語教室以外のお互いが対等性を持ってやり取りしている現場の見学）	見学 視聴	

日本語交流員【スキルアップ】研修

教育内容：

	テーマ	目標 (身に付ける 資質・能力)	内容	方法	時間数
1	日本語交流員の役割と 多文化共生 ～初期研修の振り返り を通して改めて考えて みよう～	1 (2) 2 (7)(8) 4 (1)(5)(6) 5 (1)	(1) 初期研修受講後の振り返り (2) 私たちの地域の目指す姿 (受講者の想いを発散させる場)	演習 発表	2
2	地域のリソースと外国 人支援 ～地域のリソースを確 認して外国人支援を考 えよう～	2 (6) 4 (1)(3) 5 (1)	(1) 地域の外国人支援の繋ぎ先 (市役所等行政の担当課、関連のNPO 等) (2) 独学できる日本語学習教材(自習ド リル、e-Learning、遠隔授業等)の紹 介	講義 演習	2
3	コミュニケーション実 習 ～学習支援について、 コミュニケーションを 通して考えよう～	1 (1)(2)(3) 3 (1)(2)(7) 4 (1)(2)(3) (4)(5)(6) 5 (1)	(1) コミュニケーション実習 (それぞれの“ライフ”の共有→作文) (2) 実践に向けたオリエンテーション (3) 実践課題の設定	実習 演習 ディス カッシ ョン	3
グループ実践 ※					
4	実践の振り返り ～振り返りを通して実 践について改めて考え よう～	4 (1)(2)(3) (5)(6) 5 (1)	(1) 実践の振り返り (活動報告)	発表 演習	2
5	日本語交流員として ～長野県の多文化共生 社会を思い描こう～	1 (2) 2 (6)(7)(8) 4 (1)(5)(6) 5 (1)	(1) 研修全体の振り返り (2) 私たちの地域の目指す姿 (再度) (3) 日本語交流員の活躍の場について	ディス カッシ ョン 発表	3

※ 共通の関心のある受講者でグループ作成 → 支援に関するプランニング → 実践 → レポー
ト → 発表

第1章

日本語交流員の役割と多文化共生

(学習者の背景に対する理解)

～日本語交流員の役割を学ぶとともに多様性を認め合おう～

この章の内容

- オリエンテーション
～日本語交流員に求められる役割、日本語教育人材とは～
- 外国人をめぐる国内外の動き
 - ・ 国の施策（在留資格等）
 - ・ 国内の在留外国人の状況
 - ・ 主な出身国の文化背景（国の状況）
 - ・ 来日理由、日本における生活状況など
- 多文化共生とは
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標
- “よい”支援・日本語教室とは

著者

武蔵野大学 グローバル学部 日本語コミュニケーション学科 准教授 神吉宇一

プロフィール

九州・小倉出身。社会人のキャリアを小学校教員から始め、正規非正規30以上の職を経て2013年から大学教員に。2016年4月より現職。本務以外に社会貢献活動として、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員、文化庁委嘱地域日本語教育アドバイザーを始め、委員等多数。主な著書に、『Education Abroad: Bridging Scholarship and Practice』（2020, Routledge, 共著）、『チャレンジ！多文化体験ワークブック』（2019, ナカニシヤ出版, 共著）他多数。

この章の目的

本章では、以下の三つのことを学ぶことを目的とします。

- ・現在の日本における在留外国人の状況について知識を得ます
- ・日本における外国人受け入れ政策の動向，潮流について知ります
- ・多文化共生を目指す地域における日本語学習支援について考えます

問 いかけ

日本は多くの外国人を受け入れるようになりました。このような社会において、今後、日本語教育はどのような役割を担うことになるのでしょうか。また、地域の日本語支援はどのような社会的役割を担う必要があるのでしょうか。

はじめに

【なんの写真でしょうか】

次の A～C の 3 枚の写真を見てください。この写真は、何を写したものでしょうか。

A



B



C



(写真提供：平石菜月さん)

1 枚目 (A) は、東京・新大久保にあるインド系のスパイスショップです。ここでは、スパイスをはじめ、米や粉類、缶詰や瓶詰め、さまざまな調味料が販売さ

れており、お客さんのほとんどは、日本語以外の言語で店員さんと話をしています。

2枚目 (B) は、イスラム教徒 (ムスリム) 向け祈禱室の表示です。近年、留学生や働く外国人の増加、そしてアジアを中心に観光客が急増していることもあり、さまざまな点でムスリム対応も進んできています。日本ではじめて祈禱室を作った百貨店は新宿の高島屋で、2014年10月のことです (<https://www.halalmedia.jp/ja/archives/1343/prayer-room-takashiyama-shinjuku-store-available/>)。また羽田空港国際線ターミナルに祈禱室ができたのが、その半年前の2014年3月のことですので (<https://www.traicy.com/archives/8289398.html>)、ちょうど2014年ごろから、日本国内でムスリム向けの対応が整ってきたと言えるのではないのでしょうか。

3枚目 (C) は、ワットパクナム日本別院 (<http://pakunamu.net/>) という、千葉県成田市にあるタイ寺院です。ここには毎週日曜日に在住のタイ人たちが料理を持ち寄って集まってきて、お祈りをしたり、いろいろと情報交換をしたりしているそうです。フィリピンやブラジルから来日したクリスチャンが日曜日に教会に行き、互いに情報交換したり、ムスリムがモスクに行き、同胞に会ったりすることもあります。

☆話してみましよう

1～3の写真に関連するような事柄で、みなさんの身の回りに起きているようなことはありますか？グループで自分の住んでいる地域のことについて話してみましよう。

キーワード

外国人受け入れ政策、在留外国人、在留資格、日本語教育推進法、入管法、多文化共生

【講義 1：在留外国人の状況】

問 1：日本における在留外国人の状況はどうなっているでしょうか

みなさんの身の回りを見ても、以前に比べて外国人が増えたなあという実感があると思います。では実際に日本における在留外国人の状況はどうなっているのでしょうか。

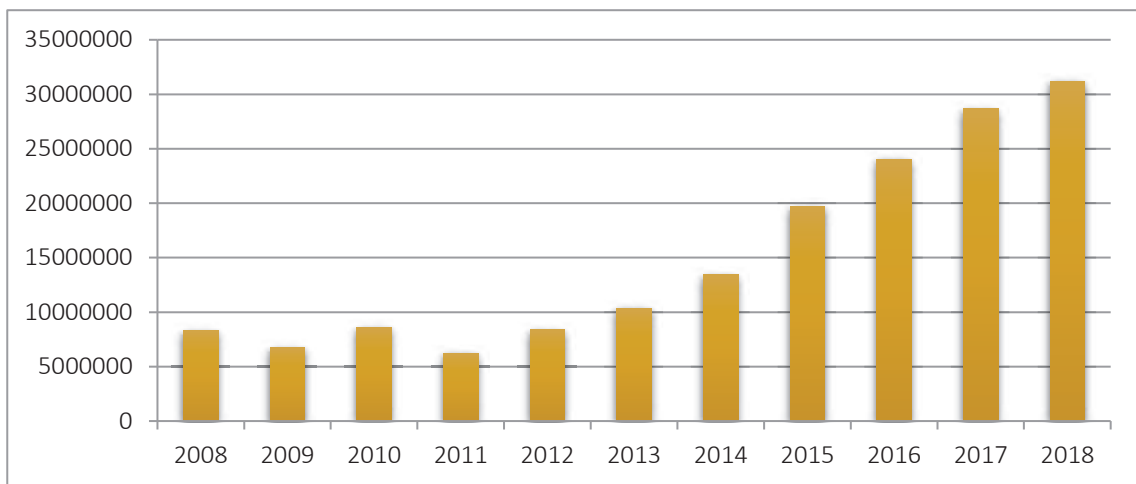


図 1：訪日外客数（日本政府観光局（JNTO）統計より筆者作成）

グラフからわかるとおり、2014年以降、日本にやってくる外国人は急速に増えています。導入部分で、ムスリム対応が2014年ごろから整ってきたことにも触れましたが、まさにその頃から外国人が増加していると言えます。ただし、このグラフの数値は訪日している外国人の数ですので、短期滞在者、観光客もたくさん含まれています。では、日本に在住する外国人の数は、どのように推移しているのでしょうか。

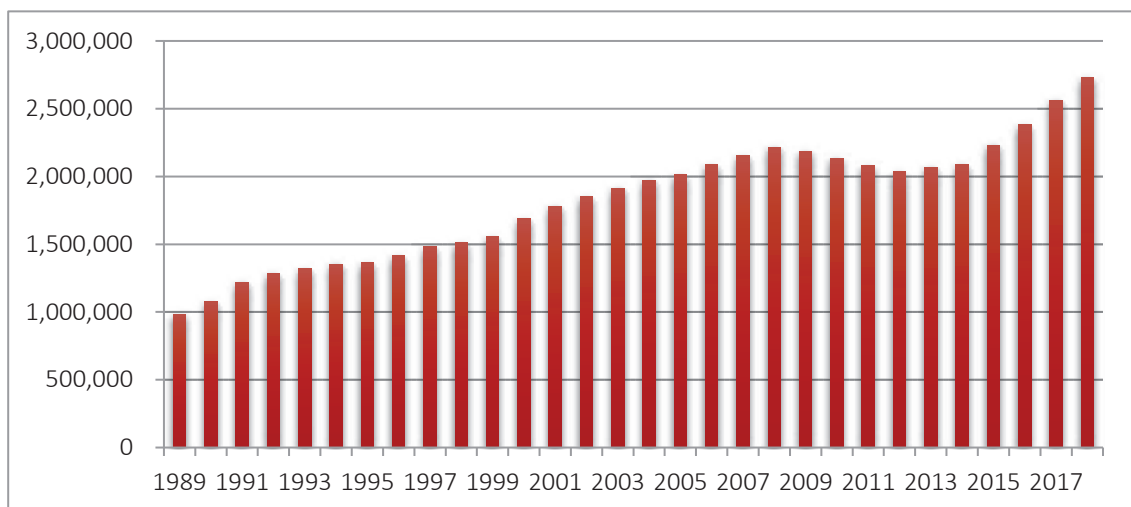


図 2：在留外国人数ⁱ（法務省入国管理局ⁱⁱ統計より筆者作成）

日本で生活する外国人の数は、1989年から2018年（ちょうど平成時代）の30年間で約2.7倍に増えていきます。細かくみると、2008年をピークに一度減少している時期があります。これはリーマンショックの影響で、外国人が従事している仕事（特に製造業）が激減し、大量の失業者が発生しました。そこで日本政府は、2009年より「日系人離職者に対する帰国支援事業」を実施しました（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0331-10.html>）。条件に合致する日系人には、帰国のための支援金として、本人30万円、家族1人につき20万円が支給されるというもので、この支援金を活用して帰国した人たちが約2万人いました（https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin15/kikoku_shien.html）。仕事がないために、新規の入国者もあまり増えず、全体数の減少につながりました。しかし、2013年からは再び増加に転じ、2018年は過去最高の在留外国人数を記録しています。

次に、在留外国人の在留資格別の内訳を見てみましょう。

表 1：在留資格別滞在者数上位の一覧（入国管理局統計より筆者作成）

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
永住者	700,500	727,111	749,191	771,568
特別永住者	348,626	338,950	329,822	321,416
留学	246,679	277,331	311,505	337,000
技能実習	192,655	228,588	274,233	328,360
技術・人文知識・ 国際業務	137,706	161,124	189,273	225,724
定住者	161,532	168,830	179,834	192,014
家族滞在	133,589	149,303	166,561	182,452

表を見ると、近年、在留資格別でもっとも多いのは永住者です。2018年には77万人を超えており、在留外国人の3割以上が永住者です。特別永住者と合わせると、約100万人が永住の資格を持っている人たちと言えます。また、近年、緑で網掛けをしている「留学」「技能実習」「技術・自分知識・国際業務ⁱⁱⁱ」が大幅に増えているのがわかります。留学生に対しては、留学生の就職支援が盛んに行われており、日本で就労する予備軍という位置付けであり、なおかつ留学生のアルバイトに多くの業態が人手不足を解消してもらっているという現状もあります。

技能実習制度については、厚生労働省のwebサイトに以下のような説明があります。

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html）

これが技能実習制度の「本来の」目的ですが、実際には人出不足を補う労働力として技能実習生があてにされているというのが現状です。つまり、外国人の増加は、働き手を補っているということとイコールであるということになります。

それ以外に、「定住者」も約 20 万人います。定住者とは主に日系人に対して付与される在留資格で、これも日本で就労するために来日している人たちだと考えて差し支えないでしょう（前に触れた日系人帰国事業の対象になった人たちの多くも「定住者」でした）。

永住者、特別永住者、留学、技能実習、技術・人文知識・国際業務、定住者という 6 つの在留資格を合計すると約 220 万人になります。在留外国人の大半はこのような背景を持つ人たちであることがわかつています。

ワーク1

みなさんは、最近、外国人の受け入れに関して、ニュースや雑誌、新聞、web サイトなどでどのようなことを見聞きしましたか、どんなニュースで、どんな点が「ニュース性のあるもの」だったのか、またそのニュースに対して自分自身はどんなことを考えたでしょうか、グループで話してみましよう

【講義 2：外国人受入政策の動向】

問 2：日本における外国人受け入れ政策は、どのように変遷し、現在どうなっているでしょうか

政府は、経済・財政政策の基本方針を示す「骨太方針」というものを毎年閣議決定しています。2001年、当時の小泉内閣時代に、官僚ではなく官邸主導で策定したもので、民主党政権時代の中断を経て、安倍政権でも継続しています。例年、6月ごろに閣議決定・発表され、この「骨太方針」にしたがって、翌年度の予算が決められていくことになります。



2018年の6月に発表された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」では、今までにないほど、外国人の受け入れに関して、積極的な記述が多くなされていました。「新たな外国人材の受け入れ」という項目が立てられ、今まで受け入れないとしていた「労働者」の受け入れを容認するような政策が動き出しました。この2018年骨太方針は、安倍晋三内閣のもとで閣議決定されていますが、一方で安倍総理大臣はたびたび「いわゆる移民政策をとることはない」と明言していました。このような大きな矛盾の中で、2018年から2019年にかけて、日本社会は実質的な移民国家に向けて大きな一歩を踏み出しました。

では、具体的にどのような動きがあったのでしょうか。2018年から2019年にかけての代表的な動きを列挙します。

- ・ 出入国管理および難民認定法（いわゆる入管法）の改正

在留資格「特定技能」の創設

入国管理局が出入国在留管理庁に組織変更

「特定活動 46号」の創設

- ・外国人材受入れ・共生のための総合的対応策閣議決定

 - 多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置

 - 日本語教材のインライン配信

 - 全都道府県への夜間中学設置と日本語教育の実施

- ・日本語教育の推進に関する法律の成立・施行

 - 日本語教育の目的の確認

 - 国，地方公共団体，事業者の責務の明確化

 - 日本語教育の質の確保に関する方策の実施

 - 日本語教育推進会議の設置

- ・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

 - 日本語教育人材の養成・研修のあり方について（報告）

 - 日本語教育能力と日本語教師の資格について

 - 日本語能力の標準について

このように，政府は外国人受け入れに関してさまざまな政策を実施しています。しかし一方で，これらの政策は「移民政策ではない」というのが，2020年時点での日本政府の見解です。今後，就労し定住する外国人が増える中で，この見解が変更され，移民政策を実施するようになることが待たれます。

ワーク2

今の政策的動向の話をつまみ，ワーク1のワークシートをもう一度みながら，多文化共生社会をつくっていくために必要な「制度面の整備」と「意識面の改革」について話してみてください。

知識

☆話してみましよう

多文化共生という言葉聞いたことがありますか？具体的などんな状態を指すのでしょうか、多文化共生って何？って聞かれたら、みなさんはなんと答えますか？グループで話してみましよう。

【講義3：多文化共生と日本語学習支援】

問3：多文化共生を目指す地域社会における日本語学習支援のあり方とはどのようなものでしょうか

地域における多文化共生とは以下のように定義づけられます。

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きて行くこと」（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」）

では、地域における多文化共生を進めていく際の課題にはどんなものが挙げられるでしょうか。

- ・コミュニケーション支援：多言語化と日本語教育
- ・生活支援：居住，教育，労働環境，医療・保健・福祉，防災等

ワーク3-1

生活支援に関する課題（居住，教育，労働環境，医療・保健・福祉，防災）を踏まえて、どのようなことが日本語できるようになるといいと思いますか。ワークシートに「自分が住みたい家の条件を簡単な日本語で言うことができる」「子どもが学校に持っていく持ち物について学校からの連絡を理解することができる」のように具体的にできるとよいことを書き出してみてください。

ワーク3-2

ワーク 3-1 で書き出した具体的な行動目標と、配布したシート（生活上の行為のリスト）を見比べてみてください。そして、自分たちが考えたことと生活場の行為のリストの違いについて、グループで意見交換をしてください。

ワーク3-3

ワーク 3-2 を踏まえて、地域の日本語学習支援で具体的にどんなことをすればよいと思いますか、そのアイデアを考えてグループで意見交換をしてください。

【まとめ】

みなさんは今日どんなことを学びましたか？知識として得たこと、意識が変わったことの二つの側面から、振り返りシートに記入してください。記入が終わったら、グループの人と意見交換をしてください。

ⁱ 2011 年以前は「外国人登録者数」

ⁱⁱ 2019 年 4 月 1 日より「出入国在留管理庁」へと組織・名称変更

ⁱⁱⁱ 専門学校卒業以上の学歴を持っている外国人が日本で就労するための在留資格。就職活動等を経て就職した場合は大抵がこの在留資格となる。また近年は、海外の大学・大学院を卒業した外国人を直接雇用する事例も増えている。いわゆる「ギジンコク」と言われるもの。

長野県学習支援者研修
日本語交流員の役割と多文化共生

ワーク 1

みなさんは、最近、外国人の受け入れに関して、ニュースや雑誌、新聞、web サイトなどでどのようなことを見聞きしましたか、どんなニュースで、どんな点が「ニュース性のあるもの」だったのか、またそのニュースに対して自分自身はどんなことを考えたでしょうか、グループで話してみましょう

ワーク 2

ここまでの政策的動向の話をつまみ、ワーク 1 の記述をもう一度みながら、多文化共生社会をつくっていくために必要な「制度面の整備」と「意識面の改革」について話してみてください。

ワーク 3-1

生活支援に関する課題（居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災）をつまみ、どのようなことが日本語できるようになるといいと思いますか。以下に「自分が住みたい家の条件を簡単な日本語で言うことができる」「子どもが学校に持っていく持ち物について学校からの連絡を理解することができる」のように具体的にできるとよいことを書き出してみてください。

ワーク 3-2

ワーク 3-1 で書き出した具体的な行動目標と、配布したシート（生活上の行為のリスト）を見比べてみてください。そして、自分たちが考えたことと生活場の行為のリストの違いについて、グループで意見交換をしてください。

ワーク 3-3

ワーク 3-2 を踏まえて、地域の日本語学習支援で具体的にどんなことをすればよいと思いますか、そのアイデアを考えてグループで意見交換をしてください。

【日本語】標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例

I 健康・安全に暮らす

01 健康を保つ

- (01) 医療機関で治療を受ける
 - 01 隣人に容態を伝えて助言を求める
 - 02 初診受付で手続をする
 - 03 医者の診察を受ける
 - 04 病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する

(02) 薬を利用する

- 01 医療機関で処方せんをもらい、内容を確認する
- 02 症状を説明し、薬を求める
- 03 薬剤師等の「効能、用法、注意」の説明を理解する

(03) 健康に気を付ける

- 01 流行性の病気についての情報を理解し適切に対処する
- 02 食品や飲料水の安全情報を理解する

02 安全を守る

(04) 事故に備え、対応する

- 01 各種の標識・注意書き等を理解する（高電圧危険、感電注意、立入禁止等）
- 02 有効な施錠の仕方について理解する
- 03 警察（110番）に電話する
- 04 近くの人に知らせる（事件等）
- 05 救急車を要請する
- 06 近くの人に知らせる（事故等）

(05) 災害に備え、対応する

- 01 自治体広報、掲示、看板等を理解し、現地を確認する
- 02 避難場所・方法を理解する・人に聞く
- 03 ☆地震について理解する
- 04 身を守る（地震発生時）
- 05 ☆台風について理解する
- 06 天気予報・台風情報に留意し理解する
- 07 消防・救急（119番）や警察（110番）に電話する（火災等）

II 住居を確保・維持する

03 住居を確保する

- (06) 住居を確保する
 - 01 不動産業者に相談する
 - 02 居住する地域を選択する
 - 03 賃貸契約をする
 - 04 引っ越し業者に依頼する
 - 05 必要な手続を行う

04 住環境を整える

(07) 住居を管理する

- 01 ☆開始手続について理解する
- 02 申込みをする（電気、ガス、水道等）

III 消費活動を行う

05 物品購入・サービスを利用する

- (08) 物品購入・サービスを利用する
 - 01 必要な品物を扱う店等を探す
 - 02 ☆目的によって店舗の種類を使い分けることを知る
 - 03 販売しているところを探す
 - 04 デパート、スーパーマーケット、コンビニ、電器店、書店等で買い物をする
 - 05 店内の表示を見たり店員に尋ねて欲しいものの場所を探す
 - 06 売り場を尋ねる
 - 07 店員に商品について尋ねる
 - 08 値段を知る
 - 09 商品の機能や値段を尋ねる
 - 10 商品の表示を読む
 - 11 値段・税率を計算する
 - 12 試着を申し出る
 - 13 色違いのものを頼む
 - 14 サイズの変更を申し出る
 - 15 ポイントカードや割引券を利用する
 - 16 クレジットカードを利用する
 - 17 必要なものを選んで購入する
 - 18 支払いをする（対面販売）
 - 19 返品・交換をする
 - 20 注文する
 - 21 店ごとに受けられるサービスと代価を理解する（飲食店等の利用）
 - 22 希望の食べ物を扱う店を探す
 - 23 電話で予約する
 - 24 店員と話す
 - 25 店で人数や禁煙・喫煙などの希望を伝える
 - 26 メニューを読む
 - 27 メニューを選んで注文する
 - 28 食券を買う
 - 29 追加の注文をする
 - 30 支払いをする（飲食店）
 - 31 ☆店ごとに受けられるサービスと代価を理解する（各種サービスの利用）
 - 32 店舗を探す
 - 33 利用方法を知る
 - 34 コンビニエンスストアのサービス（ATM、ファックス、公共料金の支払い等）を利用する
 - 35 クリーニング店、レンタルビデオ店、美容院、理容店を利用する
 - 36 商品に添えられた情報を的確に理解する
 - 37 新聞広告・折り込み広告を理解する
 - 38 レシートを確認する
 - 39 レシートを理解する

- 40 代金を支払う
- 41 カードの利用の可・不可を確認する

06 お金を管理する

- (09) 金融機関を利用する
 - 01 申込みをする（口座開設）
 - 02 預金の引出しをする

IV 目的地に移動する

07 公共交通機関を利用する

- (10) 電車、バス、飛行機、船等を利用する
 - 01 発車する時刻や掛かる時間を尋ねる
 - 02 目的地への行き方を尋ねる
 - 03 券売機を利用する
- (11) タクシーを利用する
 - 01 タクシー乗り場を探す
 - 02 道路でタクシーを止める
 - 03 行き先を告げる
 - 04 運賃を聞き取り、支払う

08 自力で移動する

- (12) 徒歩で移動する
 - 01 住所表示、交差点名、街の案内地図などを読む
 - 02 地図上で目的地を確認する
 - 03 地図を書いてもらう
 - 04 目的地の方向や距離を確認する
 - 05 目的地までの道を尋ねる

VII 人とかわる

14 他者との関係を円滑にする

- (31) 人と付き合う
 - 01 ☆あいさつの種類と目的を理解する
 - 02 ☆TPOに合った適切なあいさつ形式を理解する
 - 03 時宜に合ったあいさつを学んで実行する
 - 04 ☆あいさつの文化的相違を理解する
 - 05 相手に合わせたあいさつをする
 - 06 日常のあいさつをする
 - 07 人間関係のきっかけを作るあいさつをする
 - 08 ☆自己紹介の仕方を理解する
 - 09 ☆相手や状況に応じた自己紹介の仕方を理解する
 - 10 仕事上の公的な自己紹介をする
 - 11 私的な場面で自己紹介をする
 - 12 分からないとき、疑問に思ったとき信頼できる相手に質問する（日本の一般的なマナー等について）

VIII 社会の一員となる

15 地域・社会のルール・マナーを守る

- (33) 住民としての手続をする
 - 01 ☆各種手続の種類や内容について理解する
 - 02 役所の受付で外国人登録窓口の場所を尋ねる
 - 03 支払方法を確認する（各種税金）
 - 04 必要性を確認する（確定申告、還付申告）

(34) 住民としてのマナーを守る

- 01 居住地域のゴミ出しについて地域の公的機関で発行している生活情報パンフレット等で確認し理解する
- 02 居住地域のゴミ出しの方法について隣人に質問する
- 03 マナーについて人に相談する

16 地域社会に参加する

(35) 地域社会に参加する

- 01 居住地の自治会について隣人に尋ねる
- 02 自治会の会員になる
- 03 行事に参加する

IX 自身を豊かにする

20 余暇を楽しむ

- (44) 余暇を楽しむ
 - 01 ☆余暇を過ごす場所や利用方法を知る
 - 02 適当な人からアドバイスをもらう
 - 03 同僚や周囲の人からの口コミ情報を得る
 - 04 ☆施設の種類や制度について知る（地域の公共施設）
 - 05 利用方法を尋ねる（地域の公共施設）

X 情報を収集・発信する

21 通信する

- (45) 郵便・宅配便を利用する
 - 01 ☆郵便局のシステムを理解する
 - 02 手紙や葉書を書いて送る
 - 03 不在配達通知に対応する
 - 04 宅配便を受け取る
- (46) インターネットを利用する
 - 01 ☆インターネットのサービス内容・利用方法を理解する
 - 02 インターネット検索の方法を人に尋ねて理解する
 - 03 電子メールを書く
- (47) 電話・ファクシミリを利用する
 - 01 電話を掛ける
 - 02 応答する

22 マスメディアを利用する

- (48) マスメディア等を利用する
 - 01 テレビ番組を見る

※「I」～「X」は生活上の行為の大分類、「01」～「22」は中分類、「(01)」～「(48)」は小分類に対応している。なお、「標準的なカリキュラム案」120 ページ「生活上の行為の分類一覧」から「V 子育て・教育を行う」及び「VI 働く」を省いてある。

※「(数字)」は基本的な生活基盤の形成に不可欠である、又は、安全に関わり緊急性があるために必要不可欠な生活上の行為の事例を示す。「☆」は基本的な生活基盤の形成、又は安全に関わり緊急性があるため、情報として知っておく必要があると考えられるものを示す。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求め**る。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

第2章

長野県、地域の独自性

～どんな特徴があり、どんな日本語教室があり、

学習者がいるのかを知らう～

この章の内容

- 県内に在住する外国人 ～全県及び地域の状況～
- 多文化共生施策 ～長野県及び近隣市町村～
- 外国人を取り巻く県内の特性、生活事情等
～他県との違いを理解する～
- 外国人を取り巻く地域の特性、歴史的背景、生活事情等
～地域の違いを理解する～
- 地域の支援者の状況
- 地域日本語教育の実施体制と支援者の役割
～地域の日本語教室の紹介～
- 日本語交流員の活躍の場

著者

上田女子短期大学 総合文化学科 学科長 大橋敦夫

プロフィール

上智大学文学部国文学科、同大学院国文学博士課程単位取得退学、専攻は国語史。近代日本語の歴史に興味を持ち、「外から見た日本語」の特質をテーマに日本語教育に取り組む。共著に『新版文章構成法』（東海大学出版会）『長野県方言辞典』（信濃毎日新聞社）『魅せる方言 地域語の底力』（三省堂）などがある。

著者

公益財団法人長野県国際化協会 相談役 春原直美

プロフィール

- ・長野県多文化共生推進指針改定検討会構成員
- ・文化庁 スタートアッププログラム アドバイザー（豊丘村担当）
- ・日本語教室すずらの会（佐久市）相談役
- ・長野県多文化共生相談センター 総括相談員（センター長）

この章の目的

本章では「長野県、地域の独自性」というテーマで「長野県にはどんな特徴があり、どんな日本語教室があり、学習者がいるか」を学びます。

長野県内に在住する外国人の特性、歴史的背景、地域の支援状況を理解し、地域日本語教育の実施体制についての情報をつかみましょう。

問いかけ

お住まいの地域で日本語の運用に不自由をしている外国出身の方は、いらっしゃいますか。そうした方々との接触・交流で、なにかお感じになったことはありますか。

はじめに

第1章では「日本語交流員の役割と多文化共生（学習者の背景に対する理解）」について学んでいただきました。

長野県内にも多くの外国人の方が暮らしています。長野県に暮らす外国人の方を取り巻く環境はどのようなもののでしょうか。歴史的背景として地域の特性はあるのでしょうか。

以下の「知識」欄に出てくる資料をもとにワークに取り組んでみましょう。

その際、できれば、最新の情報もインターネット検索等により加え、現実に即した考えが深まることを期待します。

キーワード

地域日本語教育、日本語教育が必要な子ども、外国籍児童生徒・ブラジル人学校、サンタプロジェクト、外国人集住都市会議、中国帰国者、夜間中学、オールドカマー、ニューカマー、外国人技能労働者、外国人研修生、多文化共生、日本語交流員

知識

1. 県内に在住する外国人～全県及び地域の状況～

外国人の「数」に焦点を当てたとき、長野県全体や自分が住んでいる地域にはどのような傾向があるのでしょうか。以下の点を考えながら資料（別紙1）を見てみましょう。

- ・自分が住んでいる地域の外国人住民の比率は高いですか。低いですか。

- ・人数が多い国籍・地域はどこでしょうか。また、どのように推移してきたでしょうか。
- ・どの在留資格※による入国・在留が多いでしょうか。在留資格×国籍・地域に特徴はあるでしょうか。
- ・周囲の外国人の様子から、上記の点を実感することはありますか。

※在留資格とは

日本に入国・在留する外国人に対し、その外国人が行う活動の内容等に応じて付与される一定の資格を指します。わが国の外国人労働者の受け入れは「出入国管理及び難民認定法」（入管法）が定める在留資格によって規制され、単純労働を目的とする入国・在留は認められていません。在留資格には27種類ありますが、外国人が日本国内で働くためには、基本的に就労可能な在留資格が必要になります。（法務省HPより）

2. 多文化共生施策～長野県及び近隣市町村～

長野県や一部の市町村では、多文化共生に向けた指針や計画を策定しています。長野県、市町村はどのような目的をもって事業に取り組んでいるのでしょうか。

(1) 長野県（別表）

長野県では、令和2年3月に「長野県多文化共生推進指針」を改定し、「長野県多文化共生推進指針2020」を策定しました。県で取り組んでいる事業はこの指針2020に基づいています。各事業の内容を理解する上では、策定の趣旨を把握しておく必要があります。

策定の趣旨（指針の【I 指針改定の趣旨】より転載）

長野県は、72か国・地域の参加を得て、冬季オリンピック・パラリンピックを成功裏に開催した歴史を有し、四季折々に優れた観光資源に恵まれ、令和元年（2019年）は海外から過去最高の延べ157万人*の旅行者の皆様にご宿泊いただくなど、世界的な山岳高原リゾートとしての魅力にあふれています。

一方、長野県に暮らす外国人は37,500人を数え、年々減少する人口の中で、確実にその存在感を高めています。折しも、政府では平成30年（2018年）12月に「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）」を改正し、新たな在留資格「特定技能」を創設することで、外国人労働者の受入れ拡大へと政策の舵を大きく切りました。これにより、我が国はもとより、長野県に暮らす外国人はますます増えていくことが予想されます。

これまでの長野県多文化共生推進指針に基づく取組は、ともすれば、外国人を支援の対象にとらえ、日本人社会に外国人を迎え入れることを主眼としていまし

た。長野県は高齢化の進展が早く、また人口減少も進んでいるため、外国人の活力をこれからの地域づくりに活かすことなしに、長野県の持続的な発展は望めません。世界的平和の祭典である冬季オリンピック・パラリンピックを成功させ、多くの外国人観光客を迎えてきた長野県は、県民一人ひとりが外国人と共生していくための素地が十二分にあると確信しています。

長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」でも、政策推進の基本方針の一つとして、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ、県民が互いを尊重しつつ支え合うことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる社会を目指すこととしています。

そこで、現在の多文化共生推進指針を見直し、国籍を問わず地域住民が多文化共生社会の形成に向かって学びを重ね、「しんしゅう多文化共生新時代」を創造することを基本目標とした、新たな指針「長野県多文化共生推進指針2020」を策定することとします。

(2) 市町村

県内の市町村の中には、多文化共生を推進するために計画を策定しているところがあります。自分が住んでいる市町村には計画があるでしょうか。ある場合、その内容を知っていますか。

○上田市

第二次上田市総合計画 前期まちづくり計画（平成28年度～32年度）

○駒ヶ根市

多文化共生のまちづくり推進プラン（平成23年度～27年度）

○松本市

第2次多文化共生推進プラン（平成28年度）

第3次多文化共生推進プラン（令和3年度）

※実態調査（在住外国籍市民・日本人市民）に基づいて策定作業中

○飯田市

飯田市多文化共生社会推進計画（改訂版）（平成29年度～32年度）

3. 外国人を取り巻く県内の特性、生活事情等～他県との違いを理解する～

長野県で暮らす外国人がどのような時代背景の中で入国・滞在しているのか、どのような立場で暮らしているのかを知っておくことは、相手のことを理解する上で役に立ちます。

(1) 時代背景

時期	全国的な動き	長野県内の動き
1989年頃～	国際結婚（農家の男性とアジア人女性）が増加	財団法人長野県国際交流推進協会の設置
1990年	改正入管難民法の施行による日系人の在留緩和・就労資格の拡大	来県する日系人の増加
1992年頃		日本語教室ができる
1995・1996年頃	中国残留邦人の帰国（帰郷）者が増加	
2008年	リーマンショック発生による派遣切り等の雇用不安	日系人の県外への移動・母国への帰国者増
2011年	東日本大震災による外国人の帰国増加	
2018年	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	
2019年	改正入管難民法施行、在留資格「特定技能」の創設	阿部知事訪越（観光や介護等における人材の育成・受け入れ促進を実施のため） 「長野県多文化共生相談センター」開設

(2) 外国人の来日・来県の背景

外国人が来県した背景は個人ごとに異なります。その背景は、主に以下の3つの要因を掛け合わせてできあがっています。要因の中には、個人的なものもあれば、国・地域の事情等、個人では変えがたいものもあります。

【外国人が来県する背景】

①日本・長野県の事情 × ②母国の事情 × ③個人の事情

- ①日本・長野県の事情…受入施策、経済事情、慢性的な人手不足、人口減少、少子高齢、業種による人手不足等
- ②母国の事情…政情不安定、治安の悪化、不景気、就職先がない等
- ③個人の事情…出稼ぎ、結婚、留学、技術の習得、生活の向上のため等

(3) 在住外国人の生活事情について

一口に在住外国人といっても、様々な立場の方がいます。外国人一人ひとりにそれぞれの立場があること、異なる背景・事情をもった存在であることを常に意識しましょう。

- ①国際結婚で来県した人たち
- ②中国帰国の人たち、その関係の人々
- ③日系の人たち（ブラジル人学校に通う子どもたちとサンタプロジェクト）
- ④日本語教育が必要な子供たち
- ⑤留学の人たち
- ⑥技能実習の人たち
- ⑦ほか多様な来県者たち

(4) 生産労働人口をめぐる動き

人口減少社会の中で、長野県の産業界では人材確保が課題となっています。一方で、外国人県民数は増加傾向にあり、県内での就業を望む外国人県民に産業界でも活躍してもらうため、長野県庁内に「海外人材の活用に関するプロジェクトチーム」が設置されました。

プロジェクトチームの結果は、県内では高度人材の受入れを希望する企業が目立つため、留学生の県内企業への定着支援、学校等への留学生受入れ拡大の要請等のほか、産業界の求める人材を確保するための国家戦略特区の提案を行うというものでしたが、そのために必要な施策として日本語教育について言及されています。

人材確保が困難になる中、海外人材活用を進めるための支援策として、「合同企業説明会の開催など」と回答した企業が144社。「日本語教育」と回答した企業が142社となり、採用及び採用後の支援策も求められている。

※本調査は対象1,180社、うち回答454社

(海外人材の活用に関するプロジェクト報告書(平成30年3月)より抜粋)

これを受け、「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」では令和2年3月に「基本方針」と「アクションプラン」を決定しました。基本方針・アクションプランには、適切な雇用管理の推進等とともに、日本語学習の支援や多文化共生の意識づくりについて記載されています。長野県は、多文化共生推進指針2020とこれらの基本方針・アクションプランに基づき、多様な主体と連携・協働しつつ、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

4. 外国人を取り巻く地域の特性～地域の違いを理解する～

同じ長野県内であっても、地域によって外国人との共生を図る取組には違いが見られます。歴史的な要因で特定の国籍・地域の外国人が多かったり、ある企業・職種に従事する外国人が多かったりします。また、外国人が集住している地域では都道府県を超えて、ともに多文化共生に向けた課題解決を図る取組も見られます。長野県にはどのような地域があるのでしょうか。いくつかの事例を見てみましょう。

(1) 歴史的背景

外国・外国人をめぐる歴史的背景には、地域によって大きな特色があります。①日本（長野）から海外へ進出した満蒙開拓について、②外国から日本（長野）へと渡ってきた労働力の受入れについて、特色ある地域における歴史的背景を学びましょう。

①日本人の海外進出 満蒙開拓

満蒙開拓は、満州事変（1931（昭和6）年9月勃発）～第二次世界大戦終戦1945（昭和20）年8月までに、旧満州（中国東北部）の現地中国人から取り上げた土地に、30万人とも言われる日本人が入植した当時の国策です。中でも長野県（特に下伊那地方や南佐久地方から）は、県や教育会からの圧力や養蚕・製糸業の不況により、全国最多の3万3千人が移住しました。

貧しい農家の若者などが、「20町歩（ヘクタール）の地主になれる」などの国のスローガンに乗せられて大陸に渡り、厳しい自然の中での開墾や内部紛争などの末、敗戦とソ連軍の参戦によるシベリア抑留、想像を絶する徒歩と船による逃避行により、帰国できたのは開拓団の1/3とされています。逃避行の途中で子供や家族を失い、一部は中国残留孤児となり、引揚帰国できた方々も、荒れ地に居住させられ「引揚者村」となりました。引揚者村は、当時荒れ地だった軽井沢町の浅間山麓の農地や、今はレタスの一大産地の川上村など、長野県内にも点在して、「満州開拓殉難之碑」などが残っているのが見られます。

（満蒙開拓平和記念館HPより転載、一部加筆）

②海外からの労働者の受け入れ

日本がバブル経済期といわれた昭和61年ごろから、製造業を中心に人手不足が深刻な問題となりました。このような中、日本人の特に若い世代がきつい仕事や残業を好まなくなったことや、少子高齢化による国内労働力の減少等により、多くの外国人がその担い手となりました。

更に、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」（入管法）改正により、日系2世、3世とその家族に在留資格の緩和が行われ、これらの日系人が、就労活動に制限のない「定住者」や「日本人の配偶者等」という資格で入国できるようになった

ことなどから、上田市においても外国人市民が増えてきました。上田市には、自動車部品メーカーやOA機器の部品メーカーなどが多いことから、多くの日系人が職を求め集住し、製造業の担い手となりました。

これらの日系人は集住し、その後、滞在も長期化。やがて家族を呼び寄せて定住するようになり、上田市は、長野県の市町村の中でも外国人市民が多いまちとなりました。

しかし、生産現場の海外移転など産業構造の変化に加え、平成20年後半からの経済不況（いわゆるリーマンショック）に伴う雇用環境の悪化により、外国人市民数はブラジル人を中心に減少しました。

(2) 外国人集住都市会議について

外国人住民が多く住む地域には共通の課題も見えてきます。都道府県を超えて、そのような集住地域で構成されたのが「外国人集住都市会議」です。長野県内では飯田市と上田市が加盟しており、令和元年12月には上田市で会議が開催されました。（別紙4）

①趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な外国人住民との地域共生の確立を目指していく。

(2001(昭和13)年5月7日HPより)

②現在の参加市町村（1町12市）

- ・総社市 ・津市 ・四日市市 ・亀山市 ・鈴鹿市 ・豊橋市 ・小牧市
- ・豊田市 ・浜松市 ・太田市 ・大泉町 ・飯田市 ・上田市

(3) 生活事情等

当然のことですが、県内に在住する皆さんはすべて地域の生活者です。そのことに日本人も外国人も違いはありません。地域で生活する以上、互いを尊重し、時に助け合う必要があります。日本語交流員として、また同じ地域に暮らす生活者として、地域の外国人とどのように向き合っていけばよいでしょうか。例えば、地域で

外国人が孤立しないために、次のような取組があり、その数や取組の内容は地域によって異なります。

- ・ 地域の日本語教室
(日本語を通して地域の外国人と日本人がつながれる場所、地域との窓口)
- ・ 日本語教育が必要な子どもたちへの支援
(生活するための日本語、学習するための日本語を学べる場所)
- ・ 夜間中学校
(学齢期を超えた外国人等が日本語を学べる場所)

ワーク 1

同じ県内でも、地域によって外国人を取り巻く環境は異なっていることを学びました。自分が住んでいる地域はどうでしょうか。外国人に対する地域の支援者について考えてみましょう。

① 交流団体の構成員

地域に外国人との交流団体はありますか。ある場合、どんな人が参加していますか。また、どのような目的で活動しているのでしょうか。

② 日本語教室のスタッフ

地域に日本語教室はありますか。スタッフはどのような人たちでしょうか。外国人と地域をつなぐ窓口になっていると実感することはありますか。

③ 趣味の集まりの人たち

外国人も参加している集まりを知っていますか。その集まりにおけるキーパーソンはどんな人でしょうか。

④ 勤め先の人

外国人が務めている企業・団体等の人はどのような支援をしているのでしょうか。

⑤ 理解者・支えてくれる人・応援してくれる人たち・家族、その他

外国人と地域をつなぐため、支援している存在があったら情報共有しましょう。

知識

5. 地域日本語教育の実施体制と支援者の役割～地域の日本語教室の紹介～

地域における外国人支援や多文化共生の取組の中で代表的なものの一つが「地域日本語教育」です。

(1) 日本語教育に携わる人材の役割

文化庁では、日本語教育に携わる人材を次の①～③に整理しています。長野県

では地域日本語教育を進める中で、日本語学習支援者の役割に外国人と地域をつなぐ役割を加えた存在を「日本語交流員」とし、その普及を図っています。

①日本語教師

日本語学習者に直接日本語を指導する者

②日本語教育コーディネーター

日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者

③日本語学習支援者

日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

(文化庁「日本後教育人事の養成・研修のあり方」19ページ)

(2) 地域の日本語教室の紹介 (別紙5)

地域の日本語教室には、外国人の子どもたちや家庭の主婦等、生活者として日本語を学びに来る人々の他に、近年では日本(長野県)で働く人や技能実習生、様々な人がいます。例えば、技能実習生の場合、生活するための言語としての日本語の他、試験に合格するために日本語を学びたい等、日本語学習の目的も多様化しています。

自分が住んでいる地域や身近な地域の日本語教室についてワーク2を通して振り返ってみましょう。

ワーク2

自分が住んでいる地域や身近な地域の地域日本語教育について考えてみましょう。

実施体制について

①どんな学習者がいますか。

(国籍・地域、年代、職業、滞在歴、日本語の習熟度等)

②スタッフ側はどんな人がいるでしょうか。

(日本人、外国人、年代、職業、スタッフとしての経験年数等)

③会場(公民館、公的施設、学校、個人宅、オンライン等)

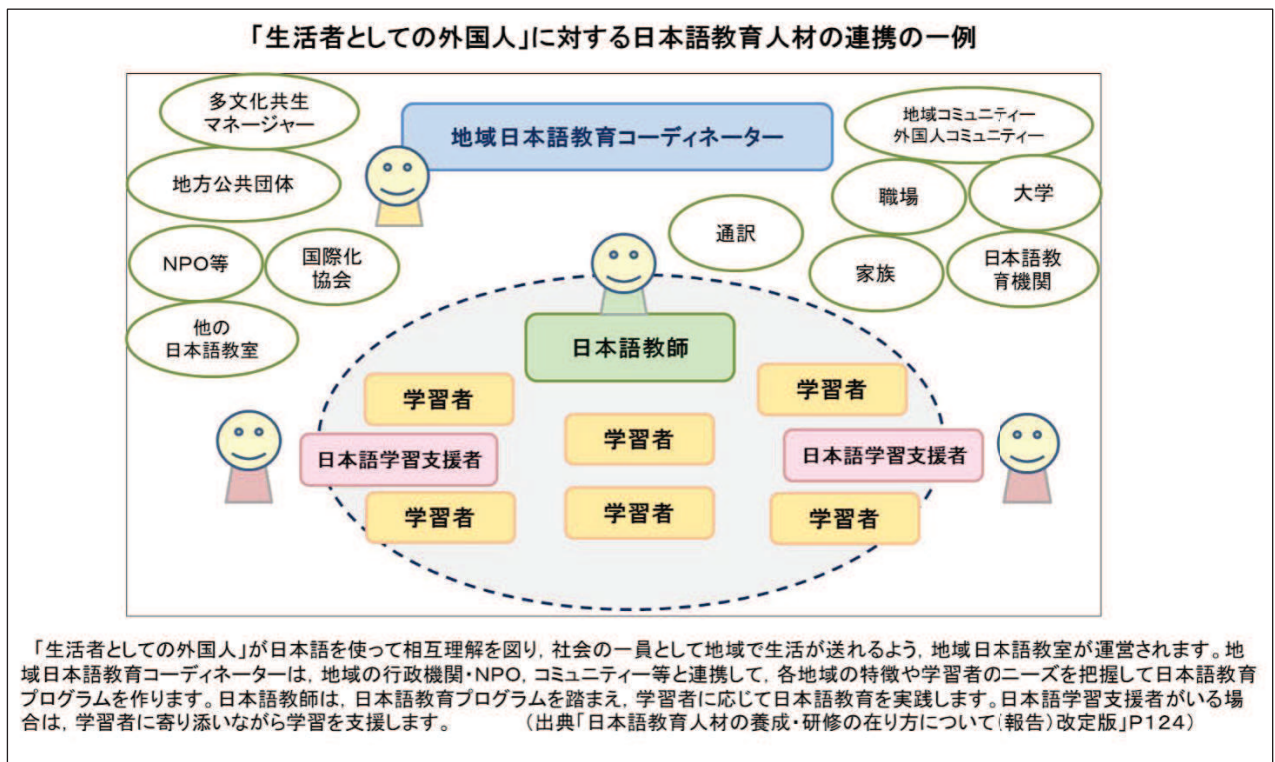
④運営費用(参加者負担、公的負担、その他からの収入等)

⑤地元自治体の理解とバックアップ(会場、運営費用、人材、研修等)

⑥その他、自分の住んでいる地域の日本語教育における特色

6. 日本語交流員の活躍の場

日本語交流員には、日本語学習を支援できるだけの日本語に対する理解力・運用能力を持ち、日本語教師や日本語学習コーディネーターと連携しながら活動することが求められます。また、共に地域に生きる住民として外国人学習者と地域をつなげることが地域の多文化理解や多文化共生に向けた地域づくりにつながります。そのため、日本語交流員による影響は日本語教室の中だけにとどまらず、地域全体へと広がっていくことが期待されます。



ワーク 3

以下の点について話し合ってみましょう。話し合ったら、全体で共有します。

- ①この講座を受講しようと思った理由はなんですか。日本語学習を支援することについて日頃感じていること、考えていることを共有しましょう。
- ②これまでの研修を通して学んだこと、新たな発見は何ですか。

～参考資料～

別 表 長野県多文化共生推進指針 2020 の概要

(長野県多文化共生推進指針 2020 (令和 2 年 3 月) より抜粋)

別紙 1 長野県の外国人住民統計 (令和元年 12 月末現在)

一部、長野県「多文化共生メインページ」に掲載

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/sangyo/kokusai/tabunka/tabunka/index.html>

- ・ 県内に在住する外国人の推移
- ・ 県内の外国人住民数 (国籍・地域別)
- ・ 県内の外国人住民数 (在留資格別)
- ・ 主要在留資格 (※) の上位 5 ケ国籍・地域
※人数が多い上位 5 つ (特別永住者を除く。) を集計
- ・ 県内の外国人住民数 (広域別、主な国籍・地域別)
- ・ 市町村別外国人住民数及び総人口に占める割合

(作成：長野県県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室)



別紙 2 在留資格

別紙 3 海外人材の活用に関するプロジェクト報告

(平成 30 年 3 月：長野県産業労働部労働雇用課作成)

別紙 4 外国人集住都市会議うえだ 2019 うえだ宣言

別紙 5 長野県内の日本語教室一覧 (令和元年 6 月時点)

ワーク 1 地域の支援者について考えてみましょう

- ①交流団体の構成員 ②日本語教室のスタッフ ③趣味の集まりの人たち
- ④勤め先の人 ⑤理解者・支えてくれる人・応援してくれる人たち・家族、その他：

ワーク 2 地域の日本語教育の「実施体制」について考えてみましょう

- ①どんな学習者がいますか。
(国籍・地域、年代、職業、滞在歴、日本語の習熟度等)

- ②スタッフ側はどんな人がいるでしょうか。
(日本人、外国人、年代、職業、スタッフとしての経験年数等)

- ③会場（公民館、公的施設、学校、個人宅、オンライン等）

④運営費用（参加者負担、公的負担、その他からの収入等）

⑤地元自治体の理解とバックアップ（会場、運営費用、人材、研修等）

⑥その他、自分の住んでいる地域の日本語教育における特色

ワーク 3 話し合ってみましょう

以下の点について話し合ってみましょう。話し合ったら、全体で共有します。

①この講座を受講しようと思った理由はなんですか。日本語学習を支援することについて日頃感じていること、考えていることを共有しましょう。

②これまでの研修を通して学んだこと、新たな発見は何ですか。

指針の方向性

【旧 指針】 主に外国人への生活支援 (平成27年3月策定)

【新 指針】 外国人への生活支援を基礎としつつ、外国人と共に学び、共に活躍できる地域を創る (令和2年3月策定)

1 主な現状と課題

○多文化共生施策を
実施している市町村
・45市町村

○日本語教室がある
市町村
・31市町村
○日本語教室の主催者
・約6割はボランティア

○外国人が求めていること
①多言語での情報提供、
相談体制の充実
②日本語の学習支援
③労働環境の改善
④医療・保健・福祉施策
の充実

○関係機関の連携が弱い

○施策を進める根拠法令
がない

2 施策の方向性

施策目標

多様性を活かした
持続可能な
地域づくり



施策の柱

多文化共生モデル
地域の創出と発信

地域住民の自主的・
主体的活動の推進

外国人等の活躍・交流
活動の推進

外国人児童生徒等の
日本語教育の充実

地域における日本語
教育の充実

やさしい日本語の普及

情報の多言語化

相談体制の充実

労働環境の整備

生活支援
(医療・住宅・防災等)

3 課題の解決に向けて取り組む施策

主な施策

- ・多文化共生モデル地域からの情報発信
- ・多文化共生意識の浸透
- ・外国人に関する人権教育や啓発
- ・支援や交流のために活動するボランティアの確保
- ・地域における多文化理解の推進
- ・交流活動の支援・連携・協働の実施
- ・グローバル人材・留学生等の活躍支援
- ・活躍している外国人・団体のPR
- ・地域活動への参加の促進

- ・外国人児童生徒等の日本語教育の充実
- ・不就学を防ぐ取組、就学機会の確保
- ・就学・進学・就職への支援
- ・多文化共生の視点に立った教育の充実
- ・地域における日本語教育の支援
- ・地域における日本語教育の担い手の養成
- ・日本語教育等人材バンクの設立
- ・地域への普及
- ・学校への普及
- ・事業者への普及

- ・多言語化の推進
- ・翻訳・通訳者の紹介、派遣
- ・多言語相談窓口の充実
- ・市町村への支援
- ・就労のための日本語学習の支援
- ・職場内共生の推進
- ・外国人が働きやすい就労環境整備
- ・労働・雇用に関する相談体制の充実
- ・医療受診体制づくりの促進
- ・保健・福祉・介護分野での支援
- ・住宅確保のための環境整備
- ・防災知識の普及、災害対策の充実

多文化共生推進体制の整備 (多様な主体との連携・協働体制の構築)

《国への要望》 多文化共生に係る基本法の制定

しんしゅう多文化共生新時代で目指す社会

多文化共生に
取り組むところが
たくさんある

地域での
交流がどんど
増える

誰でもどこでも
活躍できる

すべての
外国人児童生徒
が日本語教育を
受けられる

みんなが
「やさしい日本語」
について
知ってる使ってる

いろいろな
言葉で
情報が提供
されている

災害が
起きたら
どうすればいいか
知っている

困った時に
相談できる

安心して
病院に
行くことが
できる

住むところに
困らない

支援や交流のために活動する
ボランティア・地域住民が増える

地域活動に積極的に
参加する外国人が増える

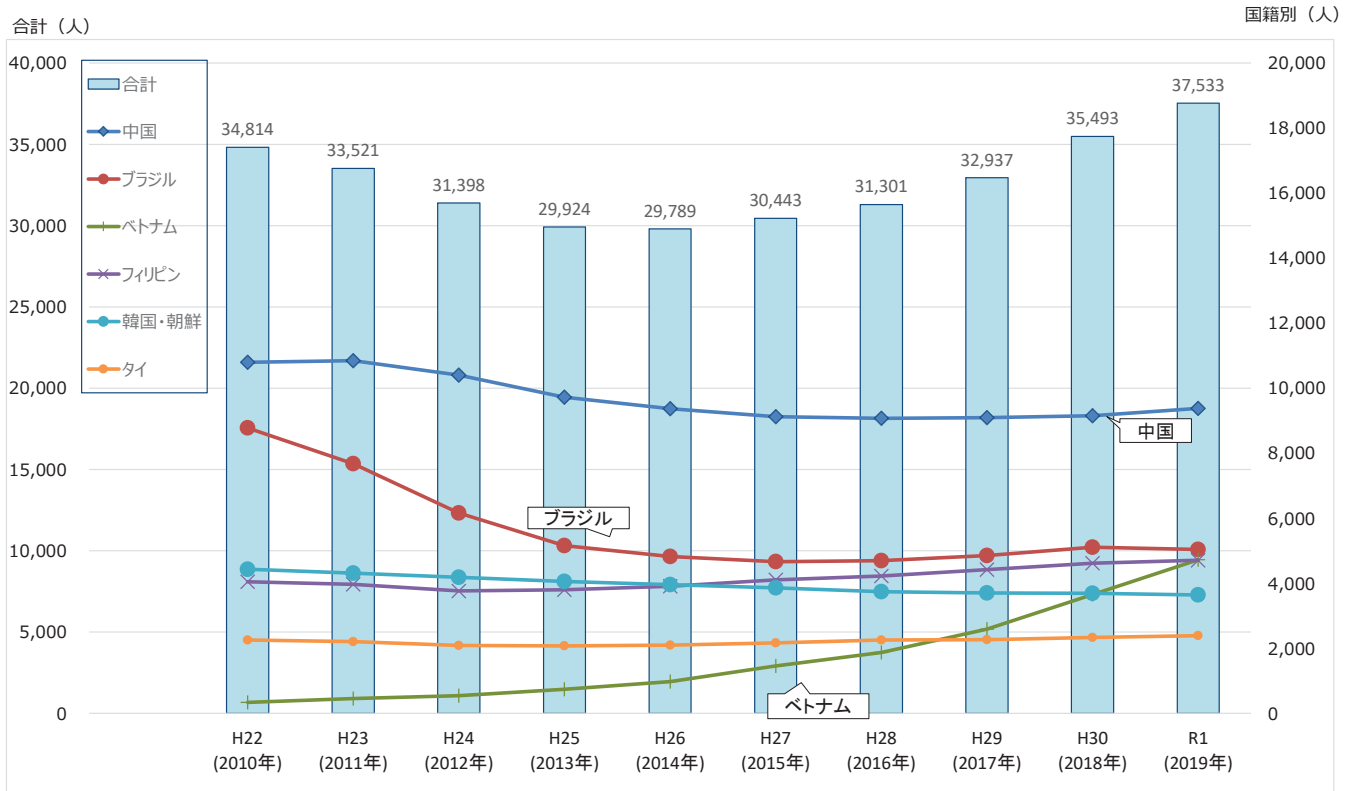
地域の担い手
が増える

誰もが活躍でき
地域が
元気になる

県内に在住する外国人の推移（毎年12月末現在）

長野県県民文化部国際課

- 県内の外国人住民数は、37,533人(対前年比2,040人（5.7%）増）で、平成27年（2015年）から5年連続の増加となった。
- 国籍・地域別では、ベトナムが4,722人（対前年比1,071人（29.3%）増）となり、前年の5位から3位に上昇した。
- 在留資格別では、永住者が最も多く13,287人全体の35.4%を占め、続いて技能実習の6,987人（18.6%）、定住者3,883人（10.3%）、日本人の配偶者3,308人（8.8%）となっている。
- 平成30年4月の入管法改正により新設された、特定技能1号については41人であった。



(単位：人)

区分	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	構成比
中国	10,791	10,846	10,403	9,727	9,368	9,124	9,072	9,096	9,150	9,379	24.99%
ブラジル	8,777	7,679	6,160	5,154	4,822	4,663	4,692	4,856	5,104	5,044	13.44%
ベトナム	336	456	545	740	980	1,457	1,875	2,587	3,651	4,722	12.58%
フィリピン	4,048	3,967	3,765	3,795	3,911	4,101	4,221	4,419	4,612	4,708	12.54%
韓国・朝鮮	4,432	4,314	4,181	4,052	3,953	3,857	3,742	3,705	3,690	3,640	9.70%
タイ	2,251	2,201	2,083	2,073	2,094	2,162	2,258	2,267	2,331	2,388	6.36%
その他	4,179	4,058	4,261	4,383	4,661	5,079	5,441	6,007	6,955	7,652	20.39%
合計	34,814	33,521	31,398	29,924	29,789	30,443	31,301	32,937	35,493	37,533	100.00%

2019 (H31) 年1月1日現在 全国計 2,667,199人

(総務省:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 外国人住民数)

※ 当資料の数値は県国際課の集計であり、出国記録等によって調整された法務省「在留外国人統計」の数値とは差が生じている。

県内の外国人住民数（国籍・地域別）

※外国人住民数(a)が多い国籍・地域順に表示（同数の場合は五十音順）

令和元年（2019年）12月末現在 長野県国際課調べ

（単位：人）

No.	国籍・地域	R1. 12. 31現在 外国人住民数(a)	H30. 12. 31現在 外国人住民数(b)	増減 (a)-(b)
1	中国	9,379	9,150	229
2	ブラジル	5,044	5,104	-60
3	ベトナム	4,722	3,651	1,071
4	フィリピン	4,708	4,612	96
5	韓国又は朝鮮	3,640	3,690	-50
6	タイ	2,388	2,331	57
7	インドネシア	1,239	1,070	169
8	台湾	950	870	80
9	オーストラリア	738	627	111
10	米国	617	602	15
11	ネパール	452	453	-1
12	ペルー	438	421	17
13	英国	349	341	8
14	スリランカ	291	275	16
15	パキスタン	265	228	37
16	ミャンマー	219	133	86
17	カナダ	186	180	6
18	ボリビア	159	183	-24
19	フランス	140	117	23
20	パラグアイ	133	114	19
21	マレーシア	130	117	13
22	モンゴル	125	87	38
23	カンボジア	104	117	-13
24	インド	98	84	14
25	ニュージーランド	94	92	2
26	ドイツ	84	83	1
27	バングラデシュ	70	75	-5
28	アルゼンチン	55	39	16
29	ロシア	51	42	9
30	イラン	48	47	1
31	メキシコ	35	31	4
32	オランダ	33	24	9
33	デンマーク	31	6	25
34	イタリア	30	30	0
35	スペイン	29	26	3
36	シンガポール	28	28	0
37	コロンビア	25	22	3
38	ポーランド	17	17	0

39	スウェーデン	16	16	0
40	スロバキア	14	11	3
40	チェコ	14	13	1
40	南アフリカ共和国	14	12	2
43	オーストリア	13	18	-5
43	ジャマイカ	13	10	3
43	チリ	13	14	-1
43	モロッコ	13	3	10
47	ウズベキスタン	12	16	-4
48	ハンガリー	11	6	5
48	ルーマニア	11	13	-2
50	アイルランド	10	6	4
50	スイス	10	11	-1
50	ナイジェリア	10	9	1
50	ノルウェー	10	4	6
54	エジプト	9	19	-10
55	エストニア	8	2	6
55	ポルトガル	8	6	2
55	ラオス	8	7	1
58	ベネズエラ	7	9	-2
58	ベルギー	7	10	-3
60	ドミニカ共和国	6	7	-1
60	トルコ	6	4	2
60	フィンランド	6	6	0
63	イスラエル	5	5	0
63	ウクライナ	5	7	-2
63	エクアドル	5	5	0
63	ジンバブエ	5	5	0
63	ラトビア	5	5	0
63	リトアニア	5	3	2
69	アフガニスタン	4	6	-2
69	コンゴ民主共和国	4	3	1
69	チュニジア	4	3	1
72	ウガンダ	3	3	0
72	ウルグアイ	3	2	1
72	エチオピア	3	3	0
72	エルサルバドル	3	4	-1
72	ガーナ	3	3	0
72	カザフスタン	3	0	3
72	ガンビア	3	2	1
72	ギリシャ	3	1	2
72	クロアチア	3	2	1
72	サウジアラビア	3	3	0
72	ベナン	3	3	0

72	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3	3	0
84	キューバ	2	1	1
84	キルギス	2	3	-1
84	スロベニア	2	1	1
84	セネガル	2	2	0
84	タジキスタン	2	1	1
84	トリニダード・トバゴ	2	2	0
84	ハイチ	2	1	1
84	ブータン	2	3	-1
84	ブルガリア	2	2	0
84	ホンジュラス	2	1	1
84	マダガスカル	2	2	0
84	ヨルダン	2	2	0
84	リビア	2	1	1
97	アルジェリア	1	1	0
97	アルバニア	1	0	1
97	アルメニア	1	1	0
97	アンゴラ	1	0	1
97	イラク	1	1	0
97	エスワティニ	1	2	-1
97	オマーン	1	2	-1
97	カタール	1	1	0
97	カルメーン	1	2	-1
97	北マケドニア	1	0	1
97	ケニア	1	3	-2
97	コスタリカ	1	1	0
97	ザンビア	1	0	1
97	ソマリア	1	2	-1
97	タンザニア	1	1	0
97	トーゴ	1	0	1
97	フィジー	1	1	0
97	ブルキナファソ	1	1	0
97	ベラルーシ	1	2	-1
97	ベリーズ	1	0	1
97	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	1	1	0
97	マラウイ	1	1	0
97	マルタ	1	1	0
97	モーリシャス	1	1	0
97	モザンビーク	1	0	1
97	モルドバ	1	0	1
97	リベリア	1	1	0
97	レバノン	1	2	-1
	無国籍	8	11	-3
	国籍不明	0	3	-3

-	ニジェール	0	1	-1
-	バルバドス	0	1	-1
-	パレスチナ	0	2	-2
-	ボツワナ	0	1	-1
-	マーシャル	0	1	-1
-	南スーダン共和国	0	1	-1
	合計	37,533	35,493	2,040

計 (124ヶ国・地域)

37,533 人

主要在留資格の上位5ヶ国籍・地域

令和元年（2019年）12月末現在 長野県国際課調べ
（単位：人）

在留資格	国籍・地域	外国人住民数
永住者	全体	13,287
	中国	4,562
	ブラジル	2,745
	フィリピン	2,271
	タイ	1,106
	韓国・朝鮮	783
技能実習 （1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・ 3号ロ）	全体	6,987
	ベトナム	3,325
	中国	1,584
	フィリピン	773
	インドネシア	761
	タイ	201
定住者	全体	3,883
	ブラジル	1,636
	フィリピン	785
	中国	506
	タイ	313
	ペルー	130
日本人の配偶者等	全体	3,308
	フィリピン	593
	ブラジル	581
	タイ	566
	中国	527
	韓国・朝鮮	310
留学	全体	1,870
	中国	502
	ベトナム	495
	台湾	142
	韓国・朝鮮	129
	スリランカ	92

県内の外国人住民数（広域別、主な国籍・地域別）

令和元年（2019年）12月末現在 長野県調べ

※ 下線付きの（構成比）：国籍・地域別の上位3広域

（単位：人）

国籍・地域 広域	中国	ブラジル	ベトナム	フィリピン	韓国又は 朝鮮	タイ	その他	合計	対前年 増減
佐久 (構成比)	833 (8.88%)	268 (5.31%)	414 (8.77%)	426 (9.05%)	275 (7.55%)	694 <u>(29.06%)</u>	908 (11.87%)	3,818 (10.17%)	361
前年同期	781	183	312	392	271	692	826	3,457	
上田 (構成比)	1,139 (12.14%)	792 <u>(15.70%)</u>	586 <u>(12.41%)</u>	193 (4.10%)	391 <u>(10.74%)</u>	315 <u>(13.19%)</u>	1,248 <u>(16.31%)</u>	4,664 (12.43%)	▲ 1
前年同期	1,111	862	545	193	403	307	1,244	4,665	
諏訪 (構成比)	766 (8.17%)	542 (10.75%)	581 (12.30%)	707 <u>(15.02%)</u>	340 (9.34%)	184 (7.71%)	724 (9.46%)	3,844 (10.24%)	260
前年同期	701	566	461	695	343	157	661	3,584	
上伊那 (構成比)	807 (8.60%)	1,636 <u>(32.43%)</u>	533 (11.29%)	866 <u>(18.39%)</u>	210 (5.77%)	86 (3.60%)	576 (7.53%)	4,714 <u>(12.56%)</u>	200
前年同期	819	1,610	416	839	222	88	520	4,514	
南信州 (構成比)	1,394 <u>(14.86%)</u>	381 (7.55%)	374 (7.92%)	564 (11.98%)	106 (2.91%)	55 (2.30%)	210 (2.74%)	3,084 (8.22%)	86
前年同期	1,396	412	263	578	108	57	184	2,998	
木曾 (構成比)	74 (0.79%)	15 (0.30%)	26 (0.55%)	120 (2.55%)	42 (1.15%)	8 (0.34%)	64 (0.84%)	349 (0.93%)	33
前年同期	82	16	19	119	40	7	33	316	
松本 (構成比)	1,596 <u>(17.02%)</u>	850 <u>(16.85%)</u>	759 <u>(16.07%)</u>	1,001 <u>(21.26%)</u>	1,316 <u>(36.15%)</u>	284 (11.89%)	1,118 <u>(14.61%)</u>	6,924 <u>(18.45%)</u>	203
前年同期	1,587	899	572	993	1,325	279	1,066	6,721	
北アルプス (構成比)	227 (2.42%)	99 (1.96%)	169 (3.58%)	125 (2.66%)	131 (3.60%)	68 (2.85%)	1,269 <u>(16.58%)</u>	2,088 (5.56%)	271
前年同期	202	86	145	121	133	64	1,066	1,817	
長野 (構成比)	2,072 <u>(22.09%)</u>	370 (7.34%)	1,052 <u>(22.28%)</u>	537 (11.41%)	774 <u>(21.26%)</u>	581 <u>(24.33%)</u>	976 (12.75%)	6,362 <u>(16.95%)</u>	362
前年同期	2,043	376	776	524	794	569	918	6,000	
北信 (構成比)	471 (5.02%)	91 (1.80%)	228 (4.83%)	169 (3.59%)	55 (1.51%)	113 (4.73%)	559 (7.31%)	1,686 (4.49%)	265
前年同期	428	94	142	158	51	111	437	1,421	
合計 (構成比)	9,379 (100.00%)	5,044 (100.00%)	4,722 (100.00%)	4,708 (100.00%)	3,640 (100.00%)	2,388 (100.00%)	7,652 (100.00%)	37,533 (100.00%)	2,040
前年同期	9,150	5,104	3,651	4,612	3,690	2,331	6,955	35,493	
対前年 増減	229	▲ 60	1,071	96	▲ 50	57	697		

県内の外国人住民数（在留資格別）

令和元年（2019年）12月末現在 長野県国際課調べ

（単位：人）

入管法	上陸許可	就労	在留資格名	本邦において行うことのできる活動	該当例	在留期間	R1. 12. 31現在 外国人住民数 (a)	H30. 12. 31現在 外国人住民数 (b)	増減 (a)-(b)	R1 構成比
法別表第一の一		各在留資格で定められた範囲での就労	外交	外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員等及びその家族の活動	外交官とその家族	外交活動の期間	—	—	—	—
			公用	外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者及びその家族の活動	領事館の事務職員とその家族	5年、3年、1年、30日又は15日	—	—	—	—
			教授	大学等及び高等専門学校における研究、研究の指導、教育	大学教授	5年、3年、1年又は3月	41	34	7	0.11%
			芸術	取入を伴う芸術上の活動（「興行」における活動を除く）	作曲家、画家	5年、3年、1年又は3月	2	2	0	0.01%
			宗教	外国の宗教団体より本邦に派遣された宗教家の行う宗教上の活動	僧侶、牧師、神父	5年、3年、1年又は3月	60	59	1	0.16%
			報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン	5年、3年、1年又は3月	1	1	0	0.00%
			要省令基準適合		各在留資格で定められた範囲での就労	高度専門職	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う。学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれる活動（1号、2号）	ポイント制による高度人材	5年（1号）、無制限（2号）	31
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営・管理に従事する活動	企業等の経営者・管理者				5年、3年、1年、4月又は3月	166	147	19	0.44%
法律・会計業務	外国法弁護士・公認会計士等の活動	弁護士、公認会計士				5年、3年、1年又は3月	1	0	1	0.00%
医療	医師、歯科医師等の法律上資格を有する者が行う医療に係る活動	医師、歯科医師、薬剤師、看護師				5年、3年、1年又は3月	16	15	1	0.04%
研究	公私の機関との契約に基づき行う研究活動	政府関係機関や私企業等の研究者				5年、3年、1年又は3月	2	0	2	0.01%
教育	小中高校等及び専修学校、各種学校等における教育活動	語学教師等				5年、3年、1年又は3月	246	227	19	0.66%
技術・人文知識・国際業務	理学・工学の知識を要する業務に従事する活動又は人文科学の知識を要する業務及び外国の文化・感受性を要する活動	技術者、通訳、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等				5年、3年、1年又は3月	1,538	1,231	307	4.10%
企業内転勤	本邦に拠点をもつ機関の職員が行う技術、人文知識・国際業務の活動	外国企業の本邦事務所への転勤				5年、3年、1年又は3月	124	115	9	0.33%
介護	介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士				5年、3年、1年又は3月	2	0	2	0.01%
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動	俳優、歌手、プロスポーツ選手等				3年、1年、6月、3月又は15日	15	13	2	0.04%
技能	産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する活動	調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者等				5年、3年、1年又は3月	496	475	21	1.32%
法別表第一の二		個別				特定技能1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月	41
			特定技能2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月	0	0	0	0.00%
			技能実習1号イ	本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員等が、雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動	技能実習生	1年、6月、その他	93	175	-82	0.25%
			技能実習1号ロ	営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動			2,555	2,500	55	6.81%
			技能実習2号イ	1号イで技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動			101	67	34	0.27%
			技能実習2号ロ	1号ロで技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動			3,802	2,856	946	10.13%
			技能実習3号イ	2号イで技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動			21	9	12	0.06%
技能実習3号ロ	2号ロで技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動	415	129	286			1.11%			

第一の三		就労不可	文化活動	取入を伴わない学術上、芸術上の活動	日本文化の研究者	3年、1年、6月 又は3月	25	24	1	0.07%	
			短期滞在	短期間滞在学习、観光、保養、スポーツ、親善訪問、業務連絡	観光、会議参加、親族訪問		90日若しくは30日 又は15日以内の日を 単位とする期間	-	-	-	-
第一の四	要省令基準適合	就労不可	留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月 又は3月	1,870	1,928	-58	4.98%	
			研修	本邦の公私の機関において技術、技能または知識を習得する活動	研修生		1年、6月又は3月	24	57	-33	0.06%
			家族滞在	前記の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつ者の家族の日常活動	在留外国人が扶養する配偶者・子		5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	1,061	1,013	48	2.83%
第一の五		個別	特定活動	法務大臣が個々に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月、その他	1,684	1,314	370	4.49%	
法別表第二		活動制限なし	永住者	法務大臣が永住を認める者		無制限	13,287	13,089	198	35.40%	
			日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した者		5年、3年、1年 又は6月	3,308	3,394	-86	8.81%	
			永住者の配偶者等	永住者の資格で在留する者の配偶者、永住者の子として出生した者		5年、3年、1年 又は6月	544	510	34	1.45%	
			定住者	法務大臣が特に認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月、その他	3,883	3,950	-67	10.35%	
	制限なし	特別永住者	平和条約国籍離脱者及びその子孫（入管特例法）			制限なし	2,063	2,108	-45	5.50%	
		その他	出生による経過滞在学习者又は国籍喪失による経過滞在学习者、未取得者等				15	30	-15	0.04%	
合計							37,533	35,493	2,040	100.00%	

市町村別外国人住民数及び総人口に占める割合

※外国人住民数(a)が多い市町村順に表示

令和元年(2019年)12月末現在 長野県国際課調べ

(単位:人)

No.	市町村	R1. 12. 31現在 外国人住民数(a)	H30. 12. 31現在 外国人住民数(b)	増減 (a)-(b)	R1. 12. 31現在 総人口(c)	割合 (a)/(c)
1	松本市	4,111	3,961	150	238,737	1.72%
2	上田市	4,042	4,111	-69	156,810	2.58%
3	長野市	4,016	3,799	217	375,811	1.07%
4	飯田市	2,301	2,282	19	100,676	2.29%
5	伊那市	1,817	1,752	65	67,724	2.68%
6	安曇野市	1,300	1,285	15	97,494	1.33%
7	諏訪市	1,294	1,279	15	49,442	2.62%
8	佐久市	1,292	1,181	111	98,921	1.31%
9	塩尻市	1,241	1,226	15	67,015	1.85%
10	白馬村	1,113	971	142	9,484	11.74%
11	茅野市	984	900	84	55,663	1.77%
12	岡谷市	891	811	80	49,413	1.80%
13	箕輪町	889	813	76	25,024	3.55%
14	千曲市	834	779	55	60,419	1.38%
15	小諸市	828	758	70	42,220	1.96%
16	中野市	766	712	54	44,344	1.73%
17	須坂市	676	617	59	50,524	1.34%
18	駒ヶ根市	651	633	18	32,737	1.99%
19	軽井沢町	576	569	7	20,420	2.82%
20	東御市	536	474	62	30,078	1.78%
21	大町市	534	515	19	27,241	1.96%
22	坂城町	504	467	37	14,928	3.38%
23	辰野町	436	402	34	19,405	2.25%
24	御代田町	408	357	51	15,768	2.59%
25	山ノ内町	339	234	105	12,349	2.75%
26	南箕輪村	333	317	16	15,647	2.13%
27	宮田村	287	287	0	9,017	3.18%
28	下諏訪町	277	260	17	19,859	1.39%
29	飯山市	273	227	46	20,749	1.32%
30	富士見町	264	217	47	14,469	1.82%
31	野沢温泉村	255	205	50	3,746	6.81%
32	飯島町	234	254	-20	9,356	2.50%
33	南牧村	214	172	42	3,113	6.87%
34	小谷村	206	138	68	2,965	6.95%
35	川上村	196	130	66	3,961	4.95%
36	山形村	165	161	4	8,708	1.89%
37	阿智村	162	146	16	6,359	2.55%
38	高森町	156	135	21	13,034	1.20%
39	立科町	148	127	21	7,166	2.07%
40	松川町	143	118	25	13,152	1.09%
41	木曾町	139	137	2	10,927	1.27%
42	原村	134	117	17	8,035	1.67%
43	豊丘村	127	118	9	6,707	1.89%
44	池田町	120	80	40	9,784	1.23%
45	松川村	115	113	2	9,663	1.19%
46	高山村	108	107	1	7,014	1.54%
47	信濃町	92	97	-5	8,213	1.12%
48	佐久穂町	89	85	4	10,972	0.81%

No.	市町村	R1. 12. 31現在 外国人住民数 (a)	H30. 12. 31現在 外国人住民数 (b)	増減 (a) - (b)
49	大桑村	80	54	26
50	中川村	67	56	11
51	上松町	65	66	-1
52	飯綱町	61	68	-7
53	長和町	57	52	5
54	小布施町	56	53	3
55	喬木村	50	50	0
56	小海町	45	48	-3
57	朝日村	41	28	13
58	阿南町	40	44	-4
59	筑北村	39	35	4
60	下條村	37	39	-2
61	木島平村	36	30	6
62	青木村	29	28	1
63	南木曾町	28	22	6
64	泰阜村	25	25	0
65	木祖村	23	23	0
66	栄村	17	13	4
67	天龍村	16	15	1
67	麻績村	16	14	2
69	小川村	15	13	2
70	王滝村	14	14	0
71	根羽村	13	11	2
72	南相木村	11	14	-3
72	北相木村	11	16	-5
72	生坂村	11	11	0
75	大鹿村	9	9	0
76	売木村	3	4	-1
77	平谷村	2	2	0
	合計	37,533	35,493	2,040

R1. 12. 31現在 総人口 (c)	割合 (a) / (c)
3,634	2.20%
4,876	1.37%
4,361	1.49%
11,021	0.55%
5,994	0.95%
11,031	0.51%
6,340	0.79%
4,570	0.98%
4,572	0.90%
4,520	0.88%
4,432	0.88%
3,729	0.99%
4,669	0.77%
4,351	0.67%
4,091	0.68%
1,616	1.55%
2,830	0.81%
1,798	0.95%
1,246	1.28%
2,707	0.59%
2,438	0.62%
737	1.90%
897	1.45%
983	1.12%
746	1.47%
1,740	0.63%
1,000	0.90%
544	0.55%
401	0.50%
2,087,137	1.80%

就労が認められる在留資格

在留資格	該 当 例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	僧侶、牧師、新婦
報道	新聞記者、報道カメラマン
高度専門職	ポイント制による高度人材、医師、歯科医師、看護師等
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士
医療	医師、歯科医師、薬剤師、看護師
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・ 人文知識・ 国際業務	技術者、通訳、語学講師、マーケティング業務従事者等

企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能 （1号・2号）	特定産業分野に熟練した技能を要する業務に従事する者等
技能実習 （1号イ～3号ロ）	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格

活動制限なし

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
特別永住者	平和条約国籍離脱者及びその子孫

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、 日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する 外国人の配偶者、子

※1 令和元年11月現在（法務省HP参照）

- 2 資格が活動の許可を受けた場合は、
一定の範囲内で就労が認められる

海外人材の活用に関するプロジェクト報告概要

長野県海外人材の活用に関するプロジェクトチーム

【背景】

人口減少社会を迎え人材の確保が課題



海外人材の活用も必要

高度人材	の活用
専門人材	
一般労働者	

※専門人材…技能実習生や技能実習修了後に引き続き特定活動で在留する建設労働者等

【海外人材の状況】

＜県内外国人数の推移＞

○在留外国人数、外国人労働者数ともに増加



出典：法務省「在留外国人統計」

長野労働局「外国人雇用状況の届出状況」

＜全国の留学生の国内就職状況＞

○国内就職率は30%超まで増加

年	2012	2013	2014	2015
卒業留学生数(人)	37,062	37,924	35,807	40,879
国内就職者数(人)	8,722	9,382	9,678	12,325
国内就職率(%)	23.5	24.7	27.0	30.1

出典：日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」

＜県内の留学生数＞

○留学生数は4年で1.5倍超

年	2012	2013	2014	2015	2016
留学生数(人)	1,095	1,182	1,317	1,454	1,688

出典：法務省「在留外国人統計」

【実態調査】

アンケート調査：対象企業 1,180 社、回答 454 社（うち訪問企業 78 社）、回答率 38.5%

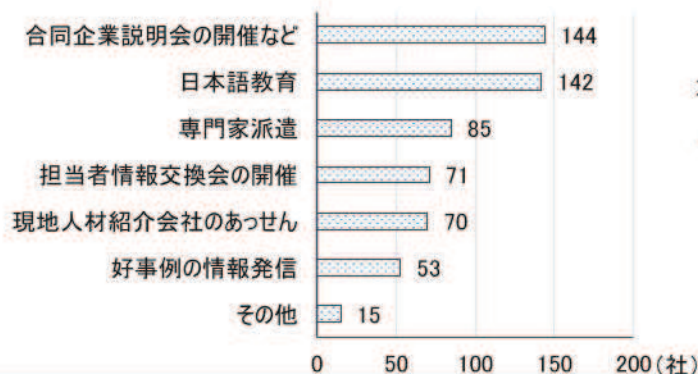
期間 2017年5月20日～2017年8月28日

○高度人材を中心に海外人材を受入れたい企業が多い

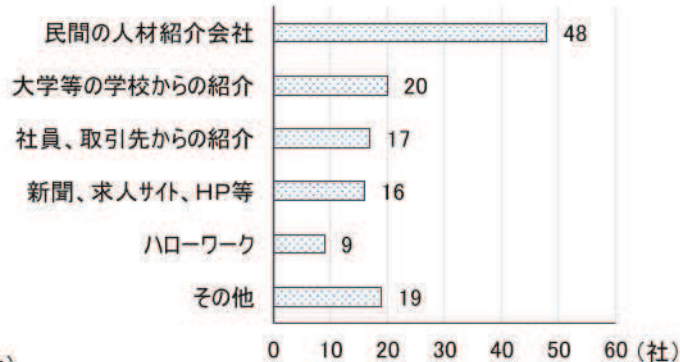
(人材の充足方法)	割合
日本人のみで充足させたい	57.9%
日本人と海外人材で充足させたい	26.8%

(受入れたい人材)	割合
海外人材の受入れは不要	39.4%
高度人材、専門人材の両方を受入れる	21.8%
高度人材のみを受入れる	20.5%

(海外人材活用のために県に要望する支援策)



(海外人材の採用経路)



【2030年に向けた施策の方向性】

- ・高度人材→留学生の県内企業への定着支援、学校等への留学生受入れ拡大の要請等のほか、産業界の求める人材を確保するための国家戦略特区を提案
- ・専門人材→再入国や高度人材への転換等により、引き続き県内で就労できる規制緩和を提案
- ・一般労働者→ニーズの把握、地域社会への影響を考慮しつつ、慎重に進める
- ・併せて外国人が県内で生活する上で魅力ある環境の整備や、企業・県民の外国人受入れの意識醸成を図る

施策の展開

【人手不足が顕著な分野での海外人材活用施策の方向性】

① 介護分野	高度	・介護福祉士養成施設への留学生受入れに関し情報等を収集するとともに支援策について検討する ・EPAに基づく介護福祉士候補者は、引き続き制度の趣旨に則り、積極的に受入れる
	専門	・技能実習「介護」における固有要件等制度の詳細を踏まえ、海外人材の活用について慎重に対応する
② 農業分野	高度	・国家戦略特区における農業支援外国人受入事業の全国展開などの動向を注視し、受入れ体制等を検討する
	専門	・技能実習生については、受入れ側、送出し側の双方のニーズを把握し、適正な制度の運用が図られるよう支援する
③ 観光分野	専門	・県内で技能を取得する専門人材について、関連職種を組み合わせ、実習期間を延長させる規制緩和の提案により、人材確保を図る
④ 製造業分野	高度	・AI、IoTなどの新しい技術を活用できる人材が不足しているため、高度人材は積極的に受入れ、産業イノベーションの創出促進を実現する
	専門	・県内で技能を習得した専門人材を、再入国させる規制緩和等の提案により人材確保を図る
⑤ 建設業分野		・インフラの維持管理や災害対応等について、地域に根を下ろして担うことの出来る人材を、将来にわたって確保するため、建設労働者の処遇の改善を計画的に推進し、国内人材による担い手確保を図る
⑥ 林業分野		・他分野より労働条件が厳しいことから、先進事例などの情報収集を行い、海外人材の活用については慎重に検討する。

【2018～2022年の施策の展開（例）】

海外人材の活用

1 人材を呼びこむ

- ⑧ 企業と留学生等との出会いの場としてグローバル・キャリア・フェアを県内外（東京等）で開催
- ⑧ EPAに基づく介護福祉士候補者の受入れにあたり、施設が実施する日本語・技術研修などの費用を助成
- ⑧ 技能実習制度の要件緩和と専門技能を有する外国人の農業就労をパッケージとした国家戦略特区を提案
- ⑧ ワーキングホリデーを活用したリゾート地での外国人採用方法の研究

2 人材の定着を図る

- ⑧ 留学生就職促進プログラムの支援、企業情報の発信強化、インターンシップの促進により留学生の就職を支援
- ⑧ 在留資格変更手続（留学→就労）を専門とする行政書士による事務指導を行いビザ取得率の向上を図る
- ⑧ 技能実習生の再入国、在留期間の延長、入国手続きの簡素化、ビザ発給要件の緩和などを国へ提案
- ⑧ 経済的に恵まれない外国籍児童生徒への援助や日本語指導が必要な外国籍児童生徒への学習支援等により、将来の海外人材の定着等を促進

3 暮らしを支える

- ⑧ 多言語対応アプリを活用した、外国人県民に向けた県の情報を発信
- ⑧ 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多く在籍する学校に教員を加配
- ⑧ 多国籍県民からの生活相談に多言語で対応するため、母国語相談員（くらしのサポーター）を設置

外国人集住都市会議うえだ 2019 うえだ宣言

外国人集住都市会議は、外国人との共生社会を実現するために地域で顕在化する諸課題の解決策等、さまざまな取組を推進するとともに、法律や制度の整備に関わる課題については、国の各省庁等に提言を行ってきた。

現在、我が国に在留する外国人は 280 万人を超えて過去最高を数え、近年ではアジア諸国からの入国が増加するとともに定住化が進行している。本年は、国が深刻な人手不足対策に対応するため、新たな在留資格として「特定技能」を 4 月から認めるなど、即戦力となる外国人材の受入れに大きく舵をきる節目の年となった。政府は受入れにあたり、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、政府が一丸となって当施策を強力に推進していくとした。

これら対応策の一つに「日本語教育の充実」が謳われている。この様な中、本年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。日本社会において、外国人の子どもたちが自らの未来を切り拓いていくためには、日本語教育環境の強化を行うことが重要であることは紛れもない事実である。子どもたちへの教育を地方自治体と国が共同で責務を負い、教育機関及び保護者と力を合わせて取り組まなければならない。世界人権宣言でも、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で受けられなければならないとしている。国籍や年齢によらず、全ての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務である。また、外国人の多くの子どもにとっては、日本語や母語に対する学習への支援があつてはじめて教育への権利が公平に保障されることも忘れてはならない。日本語学習への支援と母語へ配慮する重要性については、先の法律に明記された通りである。

また、日本語教育にあたる指導者には、言語形成期にある年少者への指導と成人への指導とではまったく異なった資質や能力が必要とされる。国は、そのことを踏まえた上で日本語教育指導者の養成に力を入れるとともに、彼らの安定的な生活が営めるよう就労環境や給与の向上につながるような仕組みを創る必要がある。

この法律を足場として共生社会への歩みを進めるため、地方自治体が日本語教育や就労等の環境を強化できるよう、国による制度設計や支援を要望する。

国が多文化共生施策全般の推進についてその責任を果たすためには、省庁間はもとより、地方自治体、事業者、教育機関、その他関係機関と連携し、地域でこれまでに培ってきた豊かな手法を取り入れながら、地方自治体で必要とするあらゆる世代に向けた多文化共生施策の展開が必要である。

外国人集住都市会議は、多文化共生施策の充実に向けて、国籍や年齢などにとらわれず、一人ひとりがもつ個性と能力を活かしながら自らの生活を築いていくことができる社会の構築を目指して、取組を一つひとつ着実に進めていく。

2019 年 12 月 26 日
外国人集住都市会議

令和2年度 日本語教室一覧

◆ 県が把握している日本語教室の情報を地域別に掲載しています。(令和2年5月13日現在)

番号	10広域	市町村	日本語教室名	開設場所	連絡先		対象者		開設曜日・時間	受講料	申し込み方法			PR(講座の内容・行事等)
					電話番号	メールアドレス	大人	子ども			電話	メール	直接来場	
1	佐久地域	小諸市	小諸日本語教室 夜教室	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市市民交流センター	0267-22-1700 (内線2311)		○	○	土曜日19:00~21:00 (4月~11月)	1年間 500円	○			小諸日本語教室 夜教室と小諸日本語教室 昼教室、どちらでもご都合の良い方に申し込んでください。どちらの教室も、小諸市役所近くにあつて、通いやすいです。大人も子どもも学習できます。
			小諸日本語教室 昼教室	小諸市三和1丁目2番9号 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター	0267-22-1700 (内線2311)		○	○	木曜日10:00~11:30 (4月~11月)	1年間 500円	○			小諸日本語教室 夜教室と小諸日本語教室 昼教室、どちらでもご都合の良い方に申し込んでください。どちらの教室も、小諸市役所近くにあつて、通いやすいです。大人も子どもも学習できます。
2	佐久地域	佐久市	すずらの会	佐久市取出町183 佐久市野沢会館	090-2483-0277	lkato-planet@ai.wakwak.com		○	土曜日10:00~11:30 (4月第2土曜日~12月第2土曜日まで)	1年間 1000円	○			地域に住む日本語を第一言語としない人を対象に、日本語を支援しているボランティア団体です。1993年にスタートし、26年目を迎えました。日本語学習の他に、日本文化を学ぶ、書道や茶道などの体験学習も行い、楽しく学習活動しています。お子さん連れ可。(託児あり)
3	佐久地域	軽井沢町	IAK主催日本語教室	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353-1 軽井沢町中央公民館	0267-45-4101	info@iakaruizawa.com		○	木曜日10:00~12:00 (変更の場合があるので、事前に連絡をしてください)	1回 500円	○	○		国際交流を目的としてボランティアが開催する日本語教室です。
4	佐久地域	御代田町	外国籍住民のための日本語教室	北佐久郡御代田町馬瀬口11901-1 エコールみよた	0267-32-3194	youzi19471111@yahoo.co.jp		○	日曜日(月4回) 14:00~15:30	1ヶ月 100円	○	○		・レベル別(4クラス)学習 ・教材が貸与になるので教材のお金はいりません。
5	上田地域	上田市	みのりの会	上田市村木町1-2-2 うえだ市民プラザがゆう	0268-27-4905			○	土曜日13:00~15:00(祝祭日除く)	無料	○		○	・学習者のスキルに応じて対応 ・日本語能力試験受験者OK
6	上田地域	上田市	ゆうあいまるこ	上田市丸子1600-1 上田市社会福祉協議会丸子地域活動センター	0268-43-3580			○	土曜日10:00~12:00	1年間 500円	○			yuaimaruko.blog.fc2.com
7	上田地域	上田市	ふれあい日本語教室	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター	080-5144-0805			○	日曜日10:00~12:00	1年間 500円	○			現在、ご連絡いただいても受講生多数のためお受けできない場合があります。
8	上田地域	上田市	上小日本語講座	上田市上田原1640 上田創造館	090-1215-5561	jk2tana@hotmail.com		○	日曜日(月3回) 13:30~15:00	無料	○	○	○	どなたでもお気軽にご参加ください。
9	上田地域	上田市	インドネシア ジャヤ (Indonesia Jaya)	長野県上田市中之条1095-26 千曲町自治会館・集会所	080-4451-9901			○	土曜日10:00~11:00	無料	○			インドネシア国籍の子供たちに対して、学校の宿題サポートを始めとする日本語学習支援しています。またインドネシアや日本の文化等についての学びの支援もしています。
10	上田地域	東御市	「あいえお」の会	東御市東288-4 東御市中央公民館	0268-62-4551	kumiko-odagiri@amail.plala.or.jp		○	月曜日13:30~15:00	1年間 1000円	○	○	○	
11	諏訪地域	岡谷市	(公財)おかや文化振興事業団 国際交流センター 日本語教室	岡谷市中央町1-11-1 イルンプラザ3階 生涯学習館(カルチャーセンター)	0266-24-3226	oiea@oiea.jp		○	月曜日 19:00~20:30	無料	○	○		生活支援のための日常会話を教えています。
12	諏訪地域	岡谷市	日本語ボランティア教室「ふれあい」	岡谷市長地権現町4-11-50 諏訪湖ハイツ	080-5656-3757			○	日曜日10:30~12:00	1ヶ月 200円	○			春と秋にお茶会、12月に交流会(各国のお国自慢料理を作って食事会をする)
13	諏訪地域	諏訪市	諏訪日本語教室	諏訪市湖岸通り5-12-18 諏訪市公民館	080-7748-6550			○	土曜日13:30~15:00	1回 300円	○			日本語能力試験も対応。日本語のレベル別グループ学習。
14	諏訪地域	諏訪市	日本語学習支援さくら会の会	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター『さくら小路いきいき元氣館』3F	090-1543-4400	sandy.akhn@gmail.com		○	日曜日10:00~12:00	1ヶ月 500円	○	○		技能実習生・研修生・定住者の学習ニーズ(日本語能力検定試験対策、ビジネス日本語、日常会話)に応じた学習を進めます。地域の人々との共生を図るため、お花見など異文化交流会があります。楽しいさくら会の会です。
15	諏訪地域	茅野市	茅野かけはし	茅野市仲町14-7 カトリック茅野教会	090-7949-3179			○	土曜日10:00~12:00	1ヶ月 100円	○			・対象は地域在住の外国籍の方 ・レベルは入門から日本語能力試験N1まで ※会場はカトリック茅野教会またははちの地区コミュニティセンターのどちらかを利用して行っています。
				茅野市塚原1-9-16 ちの地区コミュニティセンター	090-7949-3179			○	土曜日10:00~12:00	1ヶ月 100円	○			
16	諏訪地域	茅野市	日本語カフェリボン	茅野市宮川4552-2 茅野市中央公民館	0266-72-7426	harunyan3jp@yahoo.co.jp		○	金曜日19:00~21:00 (祝祭日除く)	1回 100円	○	○		日本語で多文化交流
17	諏訪地域	茅野市	日本語教室	茅野市塚原2-5-45 茅野市ひとまちプラザ	0266-72-2101 (内線034)	shogaigakushu@city.chino.lg.jp		○	日曜日13:00~15:00	無料	○	○		初めての方は茅野市教育委員会 生涯学習課(0266-72-2101内線034)までご連絡ください。
18	諏訪地域	富士見町	富士見町日本語教室	諏訪郡富士見町富士見3597-1 富士見町コミュニティプラザ	0266-62-7900	0145@town.fujimi.lg.jp		○	水曜日16:00~18:00 金曜日19:00~21:00	無料	○	○		
19	上伊那地域	伊那市	ゆいインターナショナル	伊那市若宮7380-261	090-9359-8858	inainaka@valley.ne.jp		○	日曜日10:00~11:30	1回 200円	○	○		
20	上伊那地域	伊那市	伊那日本語教室 さくら組	伊那市荒井3500-1「いなっせ」(生涯学習センター)401・402				○	さくら組 木曜日13:00~14:30 土曜日 14:30~16:00 日曜日 10:00~11:30 さくら組ジュニア(子ども) 14:00~15:30	1回200円(ジュニアクラスは無料)	○			大人のクラスでは、初心者から日本語検定受験を目指す方まで様々なレベルの学習者がいます。ジュニアクラスでは、小・中学生の日本語指導や教科補習をしています。
21	上伊那地域	駒ヶ根市	地球人ネットワークinこまがね 日本語教室	駒ヶ根市梨の木2-25 ふれあいセンター内ボランティアセンター	0265-81-5900			○	火曜日13:30~15:00 水曜日19:00~20:30 土曜日10:00~11:30	1年間 500円	○			HP (https://chikyujinetwork.wixsite.com/komagane-nihongo)、Facebook(https://ja-jp.facebook.com/chikyujinetwork/)、Instagram(https://www.instagram.com/chikyujinetwork/)
22	上伊那地域	駒ヶ根市	中国帰国者生活支援 日本語教室	駒ヶ根市梨の木2-25 ふれあいセンター	0265-83-6008			○	毎月1回 日曜日14:00~16:00	無料	○			
23	上伊那地域	辰野町	日本語教室	辰野町大字伊那富2674-1(辰野町ボランティアセンター)	0266-41-5558	volunteer@tatsunomachijp		○	第2水曜日18:30~20:00 第3土曜日9:00~11:30	無料	○	○		日常会話ができるようになることを目的としています。
24	上伊那地域	箕輪町	箕輪町日本語教室	上伊那郡箕輪町大字箕輪10291	0265-79-4107			○	毎月3回 土曜日13:00~15:00	1年間 3000円	○			皆さまのニーズにあった指導をします。(日本語能力試験対応。日常会話にも対応できます。)

番号	10広域	市町村	日本語教室名	開設場所	連絡先		対象者		開設曜日・時間	受講料	申し込み方法			PR(講座の内容・行事等)
					電話番号	メールアドレス	大人	子ども			電話	メール	直接来場	
25	南信州地域	飯田市	好友会 竜丘日本語教室	飯田市桐林505 竜丘公民館	0265-26-9303		○	○	日曜日 13:30～15:30	無料	○	○	○	どなたでも歓迎です。是非どうぞ。
26	南信州地域	飯田市	Hand in Hand(ハンド イン ハンド)和楽	飯田市白山町3丁目5-10 和楽	0265-24-1146		○	○	土曜日、日曜日 13:30～15:30	無料	○	○	○	国籍、宗教、年齢問わず、どなたでも気軽にいらしてください。
27	南信州地域	飯田市	わいわいサロン	飯田市青菱町139 飯田市公民館	0265-22-1132	icco01gkr1@city.ii da.nagano.jp	○	○	木曜日 10:00～12:00	無料	○	○	○	夜間の教室も随時開催しております(開催場所や時間など、詳しいことは飯田市公民館へ聞いてください TEL0265-22-1132)
28	南信州地域	豊丘村	だんだんにほんご	下伊那郡豊丘村神福369 豊丘村交流学習センターゆめあて	0265-35-9066		○		月2回 木曜日 19:00～	無料	○	○	○	毎回テーマを決めて、日本語でおしゃべりをして、だんだん日本語を身につけましょう。
29	南信州地域	阿智村	にほんごカフェ～みんなのにほんご～	下伊那郡阿智村駒場763 ゲストハウス みんなのいえ	0265-49-8401	info@minna-no- ie.net	○	○	毎月最終日曜日 13:30～15:30	学習した い人: 300円 (テキスト 、飲み物、 場所)	○	○	○	毎回テーマに沿って集まったみんなで日本語で話をします。日本人サポーターが毎回教員参加してくれているので、地域の中で交流ができます。サポーターは「やさしい日本語」を使う練習になります。
30	木曾地域	大桑村	日本語教室	木曾郡大桑村野尻1435-7(野尻地区館)	0264-55-1020	syakyo@vill.ooku wa.nagano.jp	○	○	毎月第2・4土曜日(原則) 10:00～12:00	無料	○	○	○	受講者については大桑村在住の方のみでお願いします。
				木曾郡大桑村野尻2512-1(文庫モモ)	0264-55-1020	syakyo@vill.ooku wa.nagano.jp	○	○	毎月第2・4土曜日(原則) 10:00～12:00	無料	○	○	○	受講者については大桑村在住の方のみでお願いします。
31	松本地域	松本市	中儀にほんごひろば	松本市出川1-5-9 庄内地区公民館	0263-24-1811		○		日曜日 10:00～12:00	無料	○	○	○	開設から今年でちょうど10年目を迎えました。季節のイベントをやっています。(クリスマス、七夕等)
				松本市並柳4-5-3 長野県並柳団地集会所	0263-24-1811		○		日曜日 10:00～11:30	無料	○	○	○	
32	松本地域	松本市	松本みんなのにほんご教室	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132		○	○	月曜日・木曜日 9:30～12:30	有料	○	○	○	テキストを使って積み重ねて学ぶ教室です。
33	松本地域	松本市	ヤングにほんご教室	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132	young.japanese.cl ass@gmail.com	○		月曜日・木曜日 18:00～20:00	1回 300円	○	○	○	以下のサイトより、支援の様子をご覧になれます。 https://ja-jp.facebook.com/NihongoClassesInMatsumoto/
34	松本地域	松本市	なんなん日本語講座	松本市芳野4-1 なんなんひろば	0263-26-1083		○	○	月曜日 19:00～20:30	無料				
35	松本地域	松本市	松本市中央公民館日本語講座	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132		○		火曜日 19:00～20:30	無料	○	○	○	いろいろなレベルやニーズの人がグループにわかれ、会話中心で楽しく勉強しています。
36	松本地域	松本市	芳川日本語教室	松本市野満東2丁目10番1号 芳川公民館	0263-58-2034		○	○	木曜日 19:30～21:00	無料	○	○	○	地域の人のつながりをもてる家庭的な雰囲気のある教室です。年に2回パーティーもします。
37	松本地域	松本市	松本市波田日本語教室	松本市波田4417-1 波田支所内	0263-92-2268		○	○	土曜日 19:30～21:00	無料	○	○	○	毎年12月にランチパーティーを開催しています。
38	松本地域	松本市	木曜午前ボランティア日本語教室	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132		○	○	木曜日 10:00～11:30	無料	○	○	○	いろいろなレベルやニーズの人がグループにわかれ、会話中心で楽しく勉強しています。
39	松本地域	松本市	留学生並びに外国籍子弟のための日本語教室	松本市元町3-7-1 城東公民館	080-3172-2875	kokusai@city.mat sumoto.lg.jp	○	○	お問い合わせください	無料	○	○	○	誰でもお越しください。
40	松本地域	松本市	松本日本語カフェ「Mカフェ」	松本市芳野4-1 松南地区公民館	(日本) 080-1274-2526 (英語) 080-6939-0344		○		第4土曜日 9:45～12:00 (途中からでも大丈夫です)	無料				多文化共生をテーマに、日本語や各国のゲーム・歌・ダンス・料理・クラフトなどの文化紹介をして、交流しています。国を問わず、「心の近所さん」を楽しみましょう。
41	松本地域	松本市	日本語学習サロン「日本語いろいろ」	主に松本市旭2-11-13 安原地区公民館(変更有)	090-5784-2175 090-4462-6615	j.o.terash@gmail.c om	○		お問い合わせください	無料 (行事によつては 有料)	○	○	○	自分たちの住む地域を知ったり、生まれた国のことを発信する内容です
42	松本地域	塩尻市	楽しい日本語講座	塩尻市大門七番町4-3 塩尻総合文化センター	0263-52-0280		○	○	日曜日 10:00～12:00	無料				休講日等については、市のHPをご確認ください。 (https://www.city.shiojiri.lg.jp/kurashi/kakushusodan/nihongo.html)
43	松本地域	安曇野市	安曇野市豊科日本語教室	安曇野市豊科4030-4 ささえあいセンターにじ	0263-72-2348		○	○	日曜日 10:00～12:00	無料	○	○	○	授業はそれぞれの方の希望に合わせてスタッフとの1対1で行います。
44	松本地域	安曇野市	安曇野市穂高日本語教室	安曇野市穂高5047 穂高公民館	0263-71-2466		○	○	土曜日 14:00～16:00	無料	○	○	○	
45	松本地域	安曇野市	安曇野市三郷日本語教室	安曇野市三郷明盛4810-1三郷公民館	0263-71-2466		○	○	土曜日 19:00～21:00	無料	○	○	○	
46	松本地域	安曇野市	安曇野市堀金日本語教室	安曇野市堀金鳥川2750-1 堀金公民館	0263-71-2466		○	○	日曜日 19:00～21:00	無料	○	○	○	
47	松本地域	安曇野市	AIN日本語教室	長野県安曇野市穂高4303-1 ウェルカムカトマンス	090-1869-9547	azumino.kokusai.k net@yahoo.co.jp	○	○	火曜日 15:00～16:00	無料	○	○	○	
48	オアフ島地域	大町市	外国人のための日本語教室	大町市大町1601-2 大町公民館	0261-22-9988	pnb- omachi@city.oma chi.nagano.jp	○		水曜日 19:00～21:00	無料	○	○	○	生活に必要な日本語を支援するとともに、能力に応じ、日本語のテキストを使用しながらマンツーマン又はグループ指導を行う。年数回交流会を開催している。
49	オアフ島地域	松川村	まつかわ日本語教室	北安曇郡松川村84-1 ずすの音ホール	0261-62-2481	kouminkan@vill.m atsukawa.nagano.jp	○		金曜日 19:30～	1年間 500円	○	○	○	本教室は日本語能力試験の学習を行っています。
50	オアフ島地域	池田町	池田町日本語教室	北安曇郡池田町大字池田3338-1 池田町交流センターかえで	0261-62-2058	gakushuu@town.ik eda.nagano.jp	○	○	木曜日 19:30～21:00	無料	○	○	○	
51	オアフ島地域	白馬村	日本語教室	北安曇郡白馬村北城7025 白馬村保健福祉ふれあいセンター	0261-72-7230		○		不定期水曜日 10:00～11:00 19:00～20:00	1回 100円	○	○	○	

番号	10広域	市町村	日本語教室名	開設場所	連絡先		対象者		開設曜日・時間	受講料	申し込み方法			PR(講座の内容・行事等)
					電話番号	メールアドレス	大人	子ども			電話	メール	直接来場	
52	長野地域	長野市	外国人のための日本語教室	長野市大字鶴賀緑町1596番13 中部公民館	026-234-1883	tyubu-ph@city.nagano.lg.jp			火曜日10:00~11:30 (4/14~全36回)	無料 (テキストは有料)				長野市に在住・在勤の方が対象です。日本語を初めて学ぶ方を歓迎します。
53	長野地域	長野市	長野市国際交流コーナー 外国人のための日本語教室	長野市新田町1485-1 もんぜんふら座3F 長野市国際交流コーナー	026-223-0053	kokusai@monzen-plaza.com			月曜日・火曜日・木曜日・ 金曜日・土曜日 10:30~12:30 13:30~15:30	無料				年2回(春・秋)野外イベントを開催しています。
54	長野地域	長野市	長野県日中友好協会帰国者交流センター 日本語教室	長野市中御所岡田町166-1 長野県日中友好協会内	026-224-6517	jcfan@mx1.avis.n.ej.jp			月曜日・火曜日・水曜日 9:30~11:30	無料				中国帰国者の大人のみです。
55	長野地域	須坂市	日本語教室	須坂市大字須坂747-1 須坂市中央公民館	026-245-1598				毎月(8月除く)第1~3水曜日 13:30~15:00	1回200円 ※月3回参加したときは1か月500円				1対1での学習ができます。
56	長野地域	千曲市	日本語教室	千曲市粟佐1301 千曲市人権ふれあいセンター	026-273-3693				第2・4日曜日 10:30~12:30	無料				7月と2月に交流会を行っています。
57	長野地域	千曲市	八幡日本語教室	千曲市大字八幡3311 八幡公民館	026-273-1111 (内線4113)				金曜日13:30~15:30 (1,2,8月を除く)	無料				勉強の後お茶会(参加自由)もあります。
58	長野地域	高山村	日本語教室	上高井郡高山村高井4972 高山村公民館	026-214-9762				年5回 未定	無料				対象は村内の大人のみ。年5回で不定期で開催しております。(詳しいことは公民館へ聞いてください。)
59	北信地域	中野市	日本語教室	中野市三好町一丁目4番27号 中野市中央公民館	0269-22-2691				火曜日10:00~12:00 第2・4日曜日19:00~21:00	無料				市内にお住まいの外国出身の方が日常会話や、簡単な読み書き、日本の習慣などを学べます。
60	北信地域	山ノ内町	日本語教室(PUAN)	山ノ内町大字佐野	090-4152-5837	puan@hotmail.co.jp			随時開催	無料				ご相談ください。
61	北信地域	山ノ内町	山ノ内町日本語教室	下高井郡山ノ内町大字平穏4015-1 山ノ内町文化センター	090-1705-6250	kobays@joy.ocn.n.ej.jp			お問い合わせください (ご希望をお伝えください)	無料				この教室では2つの目的で学ぶ方を支援しています。日常生活に必要な日本語を学びたい方、日本語能力試験合格を目指す方
62	北信地域	木島平村	ふれんどりい日本語教室	下高井郡木島平村上木島1762 木島平村農村交流館	0269-82-2041	jinken@vill.kijimadaira.lg.jp			水曜日20:00~22:00	無料				

第3章

「やさしい日本語」

～日本語交流員として身につけておくべき日本語のスキル～

この章の内容

- 外国人とのコミュニケーションと日本語
- 「やさしい日本語」の背景と特徴
- 「やさしい日本語」を使ってわかりやすく伝える方法
- 「日本語交流員」として地域の人と外国人を繋ぎ、生活や日本語の支援やコミュニケーションをするうえで必要な日本語

著者

信州大学人文学部 准教授 坂口和寛

プロフィール

専門は日本語教育学（教師養成）

著者

信州大学グローバル化推進センター 日本語講師 岡宮美樹

プロフィール

上田市出身、長野市在住。

2019年度 長野県地域日本語教育コーディネーター

この章の目的

この章では、「日本語交流員」に必要と考えられる日本語の知識やスキルについて、以下の2点から具体的に考え、理解を深めていきます。

- (1)日本語をやさしくするためのコミュニケーション上の工夫
- (2)「やさしい日本語」という日本語の考え方と使い方

問いかけ

かたことの日本語を話す外国人と会話をするとき、あなたならどのような話し方をしますか。また、それはどうしてでしょうか。

[話した経験がある] そのときのことを思い出してください。

[話した経験がない] “自分ならたぶんこういう話し方をするだろう”と具体的に考えてください。

はじめに

まずは、「外国人との日本語での話し方」について考えてみましょう。外国人と日本語でコミュニケーションをするとき、話し方や日本語の使い方によどのような工夫をしていますか。また、どのようなことを意識するとよいでしょうか。

キーワード

フォリナー・トーク、「やさしい日本語」、初級の日本語教科書、モジュール型、文型積み上げ型

知識

1. 母語話者が外国人と話すときの特徴

一般的に、日本人が日本語で外国人と話すとき、話し方や言葉の使い方は日本人同士のとくと違うことがあります。そのような少し特殊な話し方や言葉の使い方を、「フォリナー・トーク (foreigner talk)」といいます。

ある言語の母語話者 (native speaker) がその言語の非母語話者に話しかける際、よりよく理解してもらうために、会話の内容や話し方を調整することがある。こういった調整は母語話者同士の会話時には見られないものである。このような対話的調整を含んだ発話をフォリナー・トークと呼ぶ。

(『改訂版 英語教育用語辞典』、大修館書店、1999年、p.113)
同辞典によれば、「調整」には言語的なものと会話的なものがあります。

[言語的調整] 短く話す、ゆっくり話す、漢字やカタカナの言葉・省略・短縮形・俗語・慣用表現を使わない、など

[会話的調整] 相手が話しやすい話題を選ぶ、質問を多くする、内容を確認するなど

⇒【問いかけ】で考えた話し方はどちらの調整に該当しますか。

外国人が話す日本語は、日本語母語話者からすると不正確だったり不自然だったりする場合があります。そうした発話にはどう対応するとよいでしょうか。

ワーク1

会話の中で外国人が次のように話したとき、あなたならどのように相手に返して会話を続けますか。吹き出しに書いてください。

外国人

もし、私は来年の入学試験をパスしたら日本の生活習慣とクラス方式を実地に見学することがほしいです。

あなた

※外国人の発話は、『日本語誤用辞典—外国人日本語学習者の誤用から学ぶ日本語の意味用法と指導のポイント』（市川保子編、スリーエーネットワーク、2010年、p.440）から抜粋したものです。

[補足] 考えた発話のほかに、どのような発話が考えられるでしょうか。できるだけたくさん発話を考えてみましょう。

知識

2. 外国人と双方向的なやりとりをするコミュニケーションスキル

(1)外国人との会話で起こる問題：「意思疎通がうまくできない!!」

外国人と日本語で話すときに起こる大きな問題の一つが、「意思疎通がうまくできない」ことです。その原因は、日本人・外国人双方の点から考えられます。

①外国人の発話の問題：話している内容や言葉の意味がとりづらい

〔原因〕日本語の誤り・発音の不十分さ・使える日本語の少なさ、など

②日本人の発話の問題：伝えたいことを外国人が理解できるように話せない

〔原因〕使う日本語が外国人にとって難しい

外国人との会話は、つねにスムーズに進むとはかぎりません。上に挙げたような原因で会話がつまずいてしまった場合、大きく二つの解決策が考えられます。

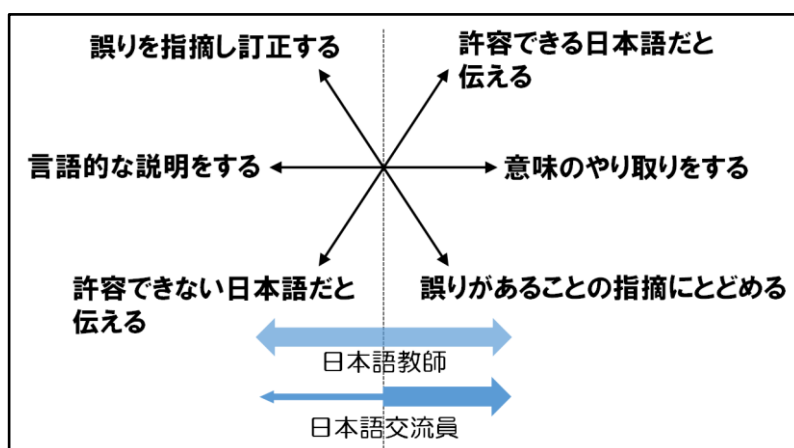
<解決策 1>外国人にとってわかりやすい日本語を使う

<解決策 2>話し方を工夫しながら会話を続ける

<1>は、特に「やさしい日本語」という考え方と表現方法で行うもので、第3節で扱います。まずは、コミュニケーションの方法に関わる<2>を考えます。

(2)会話を続けながらいろいろな表現を使ってやさしくする工夫

外国人との会話でつまずきが生じてうまく意思疎通できないときは、日本語をやさしくできるチャンスです。わかったふりをせずやりとりを続けることで相手の言いたいことがはっきりしてくることがあります。ワーク1のような外国人の発話に対しては、6つの“返し方”が考えられます。



(3)日本語交流員に求められる会話スキル

図の中心にある点線を境に、外国人の発話への返し方には違いがあります。

〔左側の反応〕“日本語を教えること”への意識や目的が強い

特に言語面や正確さを重視。授業で日本語教師が多く行う。
専門的な日本語知識や指導技術が必要

〔右側の反応〕“コミュニケーションすること”への意識や目的が強い

コミュニケーションの継続を重視。一般の日本人には特に重要。専門的な日本語知識があれば、より効果的に行える。

「日本語交流員」にとっては、右側の反応が特に重要です。それらを積極的にを行い、「やさしい日本語」（次節）を使って外国人とやり取りを続けることで、外国人の伝えたいことがわかってきたり、自身の日本語がやさしくなっていく

りします。また、外国人が話す機会も増やせます。一度に伝えよう、理解しよう
としない姿勢や、相手の意図を先取って話さない姿勢を心がけましょう。

⇒ワーク 1 で考えた発話は図中のどの反応にあてはまるでしょうか？

3. 「やさしい日本語」ってどんな日本語？—特徴と学ぶ必要性

(1) 専門的な概念としての「やさしい日本語」

日本語教育学では、「やさしい日本語」（カギかっこ付きです）という考え方やスキルの重要性が多く指摘されています。外国人が理解できるように意図的にやさしくした日本語が、「やさしい日本語」です。

＜発端＞1995年「阪神・淡路大震災」の際、被災外国人へ必要な情報が十分に伝わらなかった。外国人への災害時の情報提供手段として、英語を始めとした外国語ではなく日本語の重要性が認識され研究対象に。

＜現在＞災害時・緊急時のほか、平時の情報提供やコミュニケーションでの言語手段として「やさしい日本語」の重要性が指摘されている。

[例] 「NHK News WEB EASY」、外国ルーツの子どもへの支援
観光地での案内、医療現場での利用
障害を持つ人やお年寄りへの活用（対象は外国人に限らない）

(2) 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」は、外国人にとってわかりやすくなるように、相手の日本語能力に合わせて語句や表現をやさしいものに調整して話す（書く）日本語のことです（⇒参考資料 1 と 2）。「やさしい日本語」は「フォリナー・トーク」（1 節）の一種といえます。



フォリナー・トーク：“外国人にわかりやすいだろう”
と考えて行うが、成功するとはか
ぎらない。個人差も大きい。



「やさしい日本語」：外国人に確実に伝わるように、
やさしく言い換える。失敗もあるが、伝えたいことが
正確に伝わるような、成功度を高める日本語の工夫。

(3) 「やさしい日本語」の具体例

わたしたちはふだん、無意識的に日本語を使っています。日本人同士では問題がない日本語や話し方でも、相手が外国人だと“問題だらけ”の場合があります。無意識的な普段使いの日本語に潜む難しさを、用例から具体的に考えてみます。

ワーク2

【問題 1】

例 A と B の日本語はそれぞれ、外国人にとってどのような点が理解しにくいでしょうか。また、日本語の難しさにどのような違いがあるでしょうか。

※例 A は大学生同士の会話の一部で、例 B は就職情報誌に見られる表現

[A] 「チャレンジするのに遅すぎるということはない」ってよく言われるけど、なんかさ、昔とそんなになんか考え方とか変わってない部分は別に昔の方法でもいいかもだけど、なんか昔と、なんか具体的にはよくわかんないけど、なんか今と昔で考え方とか変わった部分とかを、昔のなんか価値観とかでやるのは、成功させるのは無理かなみたいに思う

[B] 未経験者・経験者問わず大歓迎（高校生不可）

< 【問題 1】 の記述らん >

[例 A]

[例 B]

[難しさの違い]

【問題 2】

例 1 と例 2 の日本語を、外国人*が理解できるようにわかりやすく（直感的に）言い換えてください。【問題 1】で考えたことも参考にしてみましょう。

※かたことのでたどたどしい日本語を話す外国人（初級レベル）を想定

[例 1] ある日本人大学生の発話

(1) 「チャレンジするのに遅すぎるということはない」ってよく言われるけど、なんかさ、昔とそんなになんか考え方とか変わってない部分は別に昔の方法でもいいかもだけど、なんか昔と、なんか具体的にはよくわかんないけど、なんか今と昔で考え方とか変わった部分とかを、昔のなんか価値観とかでやるのは、成功させるのは無理かなみたいに思う。

(2)「為せば為る」、なんかこう為せば為るってやればできるみたいなことだけど、でもやってもどうにもならないこともあるだろうしそういうのいっぱいあったから、実体験に基づいて、だから、そうとは限らないと思うんだけど、たぶん失敗することもあるって、失敗して、切り替えて次に行くみたいなことも大事かなっていうのもあるんじゃないかな。

[例2] 就職情報誌によく見られる日本語

(1)①未経験者・経験者問わず大歓迎（高校生不可）

②未経験の方でも一からきちんと指導しますのでご安心ください！

(2) 頑張り次第で正社員へステップアップ！（昇給あり）

(3)シフトについては応相談（勤務時間は3時間より）

(4)制服貸与・残業手当あり

(5)まずはお気軽にお電話下さい

(6)国籍・経験・学歴は不問です

(7)マイカー通勤 OK（無料駐車場あり）

(8)ノルマ無しで働きやすい職場です

ワーク3

「やさしい日本語」には、わかりやすく言い換えるための原則があります。例えば、以下のような原則をもとに考えると、【問題2】で言い換えた日本語はわかりやすくなっているでしょうか。見直して、必要なら修正してください。

【注意1】以下に挙げた「表現法」は、防災・減災を目的とした「やさしい日本語」に関わるものです。【問題2】は日常的な日本語の例ですが、その言い換えに際しても「表現法」が参考になります。

【注意2】「やさしい日本語」で“書く”場合には、すべての漢字にふりがなを必ずつけてください。

＜「やさしい日本語」の表現法＞（書きことば・読みことば共通）

1. 難しいことばを避け、簡単な語を使う
2. 一文を短くして、文の構造を簡単にする
3. 文末表現はなるべく統一する
4. 二重否定の表現は避ける
5. 曖昧な表現は使わない
6. 動詞を名詞化したものはできるだけ動詞文にして使う
7. 外来語を使うときは注意が必要
8. 擬音語や擬態語は避ける

※佐藤和之（2016）「外国人被災者の負担を減らす「やさしい日本語」」
野村正昭・木村義之編『わかりやすい日本語』（くろしお出版）より

知識

4. 日本語教育の観点から見た「やさしい日本語」

現在、日本語教育は大きく二つの教育場面があります。進学や留学を目的とした日本語学校等での教育と、日本語を教える地域のボランティア等での教育です。注目したい両者の違いはそれぞれの学習時間です。

初級の到達目標までにかかる時間は一般的に約 300 時間です。日本語学校では集中的に学ぶので、週に 20 時間学んで、約 15 週間で終えることができるのに対して、ボランティアなどでは週 1 回約 2 時間の授業では約 3 年かかる計算になります。こうした現状から日本語学校で行われている授業ではなく、より地域の特性に着目した日本語教材がいくつか出版されるようになりました。

ここで、「やさしい日本語」という観点から作られたモジュール型の日本語教科書を見てみましょう。語彙や文法を教えることが中心的な目的の教科書と併せて、最初の二課で取り上げられる文法項目を見てみましょう。

① 「やさしい日本語」 & トピックシラバスの教科書（モジュール型）

課	新出文型・表現
第 1 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ [名詞] をたべました・のみました。 ・ [名詞] をたべましたか（のみましたか）？ はい、たべました（のみました） いいえ、（なにも）たべませんでした（のみませんでした） ・ [モノの範囲] で [名詞] が好きです。 なにが好きですか？ ・ [日本の料理] は [イ形容詞] です。 ※味覚の表現限定
第 2 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ わたしは、 [仕事] です（いま しごとがありません） ・ くには、 [国名] です。 ・ [国名] の [都市・町] です ・ [国・家] に [家族] と [家族] がいます。 ・ なんですか？ / どこですか？ / だれがいますか？

（『にほんごこれだけ！』1、ココ出版）

② 文法シラバスの代表的な初級教科書（文型積み上げ型）

課	新出文型・表現
第 1 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ [名詞] は [名詞] です。（例：ミラーさんはアメリカ人です。） ・ [名詞] は [名詞] じゃありません。 ・ [名詞] は [名詞] か。（例：ミラーさんはアメリカ人ですか。） ・ 数字+歳 ・ (国名) 人 ・ 初対面の挨拶
第 2 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ これ、それ、あれ、この、その、あの ・ そうです。そうじゃありません。 ・ [名詞] の [名詞] です。 （例：車の雑誌です。ミラーさんの傘です。）

（『みんなの日本語 初級1 [本冊]』、スリーエーネットワーク）

モジュール型の教科書は第1課から「食べました」「飲みました」などの動詞やイ形容詞など幅広い文法項目が出てきます。また、1課と2課には文法や語彙に関連性は薄く、いわゆる一課完結になっています。一方、文法シラバスの教科書の場合、第1課は名詞文が学習項目で、第2課は第1課で学んだ項目を使って、新しい文法や語彙を学びます。

《モジュール型教科書の日本語教育的ポイント！》

1) “日本語を使って何をする？”という行動面から学ぶ日本語

→目標となる行動や目的の達成のために使える文法・表現・語彙の提示

2)教科書を1ページから順に勉強する必要はない。学習者のニーズや授業などに合わせてトピックや学ぶ課を自由に選ぶ。

《文法積み上げ型教科書の日本語教育的ポイント！》

- 1) 大学へ進学する（大学で学ぶ）ための基礎的な日本語力の習得を目指す。
→日本語でアカデミックな活動ができるように“身につけておく必要があるだろう”文法や語彙を提示
- 2) 段階的な「積み上げ型」の内容と構成
★教科書を用いた継続的な指導や学習が求められる
→今日学んだ文法項目は明日以降の学習に必要
(前の課で学んだことの定着が不十分だと後の課でつまづく)
- 3) 学ぶ日本語は文法中心に構成。教師は目標となる文法に合う会話や場面を考える。

【日本語教育的ポイント】

	モジュール型	文型積み上げ型
注目ポイント	行動中心 (日本語を使って何をするか)	言語構造中心
教科書の配列	トピックごと (何について話すか)	“易しい→難しい” “単純→複雑”
学習の進み方	「点」的 ニーズに合わせて学ぶ課を選ぶ ※「臨機応変」の教科書使用	「直線」的 既習項目を基に新出項目を学ぶ ※「継続的・計画的」な使用
学びのゴール (評価対象)	日本語を使って目標となる行動 ができる	文法や文型をたくさん覚える

5. おわりに：「日本語交流員」としての「やさしい日本語」力を高めるために
「日本語交流員」の大切な役割の一つは、自然なコミュニケーションを通じて外国人の日本語の学びをサポートすることです。そしてその際には、「やさしい日本語」という言語手段の活用が重要です。「やさしい日本語」は外国人とのコミュニケーションを支えるだけでなく、日本語母語話者自身の、言葉への意識と表現技術の向上につながります。「やさしい日本語」の上手な使い手になるために、普段の生活や学びのなかで意識的にできる工夫があります。

<“「やさしい日本語」力”を支える知識やスキルを高めるためにできること>

- ①「わがふり」をふりかえってみる
 - 1) 自分の会話を録音・録画したり、書いた文章をコピーしたりします。
 - 2) 弘前大学社会言語学研究室・佐藤和之氏や庵功雄氏が提示する「やさしい日本語」の言い換え規則を参考に、改善できそうな点を考えてみましょう。
- ②「人のふり」を観察してみる
 - 1) ふだん視聴しているテレビやラジオの番組を録音・録画します。

2)“相手が日本人なら問題ないけど外国人なら難しいかな??”という日本語や話し方をチェックして、やさしく言い換える方法を考えてみましょう。

③日本語教材を調べてみる

「やさしい日本語」は意識することでできる部分と、日本語教育学や日本語学の知識によってうまくできる部分があります。日本語教科書や教師用参考書を活用し、外国人が学ぶ文法や語彙の特徴を探ってみましょう。

⇒日本語の知識やスキルを持つよりよい「日本語交流員」へ。日本語教師へ。

・文法積み上げ型・文法中心の教科書（日本語学校などでの教室指導向き）

・モジュール型（一回完結型）・コミュニケーション活動中心の教科書

（地域日本語教育向き）

・“日本語のやさしさ”に着目した教科書 ——など

④専門的な内容や分野にも足を踏み入れてみる

1)「読書案内」の書籍などを参考に学びをより深めていきましょう。

2)初級の日本語指導で扱われる文法・語彙項目を学んでみましょう。「日本語交流員」としての日本語力を高めるうえでとても効果的です。

～参考資料～

(1)『やさしい日本語—多文化共生社会へ』（庵功雄、岩波新書、2016年）

(2)『わかりやすい日本語』（野村正昭・木村義之編、くろしお出版、2016年）

[補足]「やさしい日本語」はその目的から、緊急時のものと平時のものに大きく分けられます。文献(1)は平時の、(2)の第7章（佐藤和之氏執筆）*は減災の「やさしい日本語」について、考え方や背景にある事から、表現意識、言い換え規則が説明されています。

※佐藤和之執筆「外国人被災者の負担を減らす『やさしい日本語』—在住1年の外国人にもわかる表現で伝える」（pp.245-275）

(3)『にほんごこれだけ! 1』『にほんごこれだけ! 2』（庵功雄監修、ココ出版）

(4)『みんなの日本語 初級Ⅰ（第2版）』・『みんなの日本語 初級Ⅱ（第2版）』（スリーエーネットワーク 編、スリーエーネットワーク）

(5)『みんなの日本語 初級Ⅰ（第2版）教え方の手引き』・『みんなの日本語 初級Ⅱ（第2版）教え方の手引き』（スリーエーネットワーク）

[補足] 学習者が初級段階で学ぶ日本語の全体像は、日本語教科書で知ることができます。文献(3)は平時の「やさしい日本語」の考え方に基づくモジュール型のコミュニケーション用教材です。(4)(5)は文法積み上げ型の代表的な初級教科書とその教師用参考書です。「やさしい日本語」の効果的な使用には、初級日本語教育の知識が欠かせません。

(6)『「分かりやすい表現」の技術—意図を正しく伝えるための 16 のルール』
(藤沢晃治、講談社ブルーバックス新書、1999 年)

(7)『人を助けるとはどういうことか—本当の協力関係をつくる 7 つの原則 (第 2 版)』 (エドガー・H・シャイン、英治出版、2011 年)

[補足] 「やさしい日本語」の言い換えには、語句や文構造など言葉に関わる規則と、話し方や伝え方に関わる規則があります。日本人向け書籍の(6)はわかりやすさを重視した表現技法を扱っており、その考え方は「やさしい日本語」と共通します。(7)は、相手の立場に立ち、ひとりよがりのコミュニケーションをしないための工夫を扱っています(第 2 節の内容や本教材の第 4 章に関わります)。外国人の発話意図をより正確に理解し「やさしい日本語」でコミュニケーションを行う際の参考となります。

第4章

多文化コミュニケーション

～コミュニケーションから相手の文化を尊重しよう～

この章の内容

- 異文化適応の状況とは
- 人の話を聴くということ
- 多文化コミュニケーションの実践

著者

信州大学 教育学部 教授 徳井厚子

プロフィール

1990年より信州大学勤務。現在は学部では現代教育コース異文化間教育ユニット担当。学部時代に米国の大学に1年間交換留学。中国の大学での日本語教育の経験がある。

この章の目的

本章では、多文化コミュニケーションについて扱います。異文化理解とはどのような状況か、異文化適応とはどのような状況のことか、人の話を聴くとはどのようなことか、多文化の状況でどのように問題解決していけばよいのかについてグループワークを通して学びます。

問いかけ

- ①異文化適応とはどのような状況のことをいうのでしょうか。
- ②人の話を「聴く」行為とはどのような行為でしょうか。
- ③多文化の状況で起きる様々な悩みや問題をどのように解決していけばよいでしょうか。

はじめに

異文化理解とは何でしょうか？私たちは、様々な「異質なもの」に出会いながら生きています。では、異文化とは何でしょうか。よく「異文化」という言葉を使うと、「外国」という反応が返ってきます。はたして、異文化とは外国のことだけでしょいか。

外国は異文化の一つといえます。しかし、外国だけではなく、私たちの周りには多くの身近な異文化が存在します。例えば、男女差、地域差、年齢差など、さまざまな「違い」に囲まれて私たちは生活しています。こうした違いも異文化といえます。「違っている考えの人」もある意味で異文化です。このように考えると、日々の生活の中で、私たちは様々な「異文化」に出会いながら暮らしているといえます。

今後、様々な「異文化」に対応していく力が私たちに必要になってくると思います。ここでは「異文化に出会ったときに人はどのような状況になるのか」「異文化にどう対応していくか」について考えていきたいと思ひます。

キーワード

異文化適応、傾聴、問題解決、多文化コミュニケーション

知識

1 異文化適応の状況とは

箕浦（2003）は、認知、行動、感情に分けた上で、対人関係についての異文化での受け入れ方について次のような段階に分けています。

（１） 自文化と異文化とでは、対人関係の持ち方が違うらしいという認識もない場合。

（２） 異文化社会の人のやり方が、自文化の人とは異なることを知ってはいるが、異文化に入っても、その人たちと同じように振舞おうとしないか、振舞えない場合。

（３） 認知・行動面では、異文化社会のパターンを取り込んでいるが、感情の動きは、自文化のパターンに支配されている場合。

（４） 認知・行動・情動すべての面で異文化社会の文化型が取り込まれている場合。

箕浦康子（2003）『子供の異文化体験』増補改訂版 61 ページより一部抜粋

箕浦は、このように、認知、感情、行動と3つに分けることで、異文化適応の状況を説明しています。

では、箕浦の説をもとに、この状況は具体的にどのような状況か考えてみましょう。例えば、「ある地域では、ものをもらったら必ずそれを相手の目の前で開けて必ず一カ所はほめる」という慣習があったとしましょう。そのような慣習のない地域から来た人の場合（例えば、「人前でプレゼントを開けることは失礼」という慣習の地域からきた場合）を考えてみましょう。

例えば、（２）の場合は「頭ではその習慣を理解しているが、自分では同じように行動できないし、感情も受け入れられない」状況です。新しい地域では「プレゼントを人前で開けなければならない」と頭では理解しても、もともと出身の地域で「プレゼントを人前で開けてはならない」という慣習があるため、「プレゼントを人前で開ける」という行動に移すのに抵抗を持ってしまいます。もちろんこの状況では感情のレベルでも受け入れられません。「頭ではわかっている

が、その通りに行動できない」状況は、本人にとってだいぶストレスがたまるでしょう。

(3) の場合は、「頭ではその習慣を理解し、相手の目の前でほめるという行動もできるが、感情的には受け入れられない」状況です。例えば先ほど挙げた例の場合、新しい地域での「人前でプレゼントを開ける」という慣習について頭では理解し、そのように行動できても、心の中では受け入れられない状態となっています。行動的な部分と感情的な部分が離れている状況で、なかなか本人にとっては辛い状況です。

私たちは、ふだん無意識に「認知」「行動」「感情」が一致している状況で生活している場合が多いと思います。そのため、これらが一致していない状態になっている立場について見過ごしがちです。しかし、外国から日本にくる場合だけではなく、様々な異文化とのつきあいの中で、このように「認知」「行動」「感情」がバラバラな状態の場合があることを意識していく必要があると思います。

2 人の話を聴くということ

相手を理解するということはどういうことでしょうか？私たちは、相手のことを100パーセント理解していると思い込みがちです。しかし、実際には、「理解している」つもりでも、理解できていない部分があるといえるでしょう。この理解できていない部分にどのように寄り添っていくかは異文化理解のために重要なことと考えます。つまり、「理解しようとする」ことが重要ではないかといえます。

では、相手を理解しようとするためには、具体的にはどのようなことが大切でしょうか。大切なこととしては「聴くこと」が挙げられます。

「聴く」という言葉には、「聞く」と違い、「心」という字が入っています。心で相手と向き合っていくことがこの言葉に込められているのではないかと思います。

「聴く」ということは、ただ単に相手が言っている内容を理解するだけではなく、相手が何を言おうとしているのか、について注意深く耳を傾けることを指していると思います。これは、簡単なようでなかなか難しいことです。相手が発言

している時には「いい」「悪い」と判断せずに、相手の話そうとすることにひたすら耳を傾けていくことが大切です。そうすると、相手の立場に立ち相手の世界が少しずつ見えてくるのではないかと思います。

3 多文化コミュニケーションの実践

私たちは生活していく中で様々な人と出会います。しかし、いつも相手と同じ考えや価値観を持っているとは限りません。いつも皆が平和で仲良く生きているわけではなく、様々な違いや摩擦に直面しながら生きているというのが現状でしょう。

異なった考えや価値観に接した時、どのようにすればよいでしょうか。このような時、「異なった考えや価値観」を避けてしまうのではなく、「どのように」向き合っていくか考えていくことが重要ではないかと考えます。「異なった考えや価値観」は、自分を成長させてくれる糧と捉えると、「異文化におけるコミュニケーション」は様々な気づきと学びの場になっていくと思います。

ここでは、いくつかの事例をもとに、一緒に考えていきたいと思っています。ここで大切なことは、すぐに解決を見いだそうとしないこと、まず、相手と自分の立場や気持ちを考えること、そして何が起きているか冷静に状況を考えることです。ステップを踏みながら解決に向かっていくという姿勢が大切だと思います。

ワーク 1

- ① 日本に住んだことのない外国人があなたの住んでいる地域(〇〇県)に住むことになりました。「頭では受け入れるけど、なかなか行動がむずかしい。感情的に受け入れられない」と考えられるようなこと(慣習、あいさつことば等)はありますか? 挙げてみましょう。

ワーク 2

- ② あなたは新しいA地域に住むことになりました。その地域では、「〇〇」という慣習があります。これは、あなたのこれまで住んでいた地域とは全く異なった慣習です。あなたはこの慣習に対して、認知的、行動的、感情的にどのような

にふるまうでしょうか。

〇〇をまず考えてみた上で、どのようにふるまうか考えてみてください。

ワーク 3

◎ わたし（A さん）は、家族とともに、3ヶ月前に〇〇国から長野県に移り住んでいる外国人です。もう3ヶ月もたつのですが、近所の人となかなか仲良くなれません。いくつかの悩みがあるので聞いてください。

事例 1

この前、ゴミを出しにいったら、近所の B さんに「今日はこのゴミは出しちゃだめ」と強く言われてしまいました。どうしておこられたのかわかりません。とてもこわい印象を受けました。そのまま逃げて帰ってきました。

- 1 A さんを取り巻く状況で何がおきていますか
- 2 A さんはどんな気持ちでいますか？
- 3 近所の B さんはどんな気持ちでいますか？
- 4 あなたがもし近所に住んでいたら、A さんにどんなアドバイスをしますか？
- 5 アドバイスの仕方の表現にはどのようなものがありますか？
- 6 ロールプレイで A さん役、『わたし』役になってやってみましょう。

事例 2

日本にきて3ヶ月たっても近所の人とあまり仲良くなれません。私が日本にくる前に住んでいたところでは、家の周りの人同士がとても仲良くていつもそれぞれの家を行ったりきたりしてまるで家族のようでした。でも、日本に来て3ヶ月たつのですが、近所の人とは挨拶をするだけで、なかなか仲良くなれません。さびしい気持ちでいます。

- 1 A さんを取り巻く状況で何かおきていますか
- 2 A さんはどんな気持ちでいますか？

3 もし A さんがあなたと同じ町に住んでいたら、あなたは A さんにどんなアドバイスをしますか？

また、アドバイスをする時の言い方はどのようにしますか？

相手が日本人の場合

相手が外国人の場合

～参考資料～

箕浦康子（2003）『子供の異文化体験』増補改訂版 新思索社

第5章

日本語交流員として

～活動を想定し実践してみよう～

この章の内容

- これまでの研修の振り返り
- 既存の地域日本語教室との連携
- 外国人支援の様々な事例紹介
- 日本語交流員としての実践演習

著者

NPO 法人中信多文化共生ネットワーク 日本語教育アドバイザー 佐藤佳子

プロフィール

- ・長野県「日本語学習の総合的な支援体制づくり推進事業」
総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーター
- ・丸の内ビジネス専門学校
国際関係学科日本語コース及び日本語教師養成講座 講師
- ・EPA 介護福祉士候補者日本語研修講師

この章の目的

これまでに本研修を通じて考えたことや得たことを整理し、実際の活動イメージへとつなげていきます。

また、現在までにこの地域でどのような活動が行われてきたかを知り、それらを踏まえたうえで今後の日本語学習支援の可能性について考えます。

問 いかけ

長野県の事業では、「日本語教育」ではなく「日本語学習支援」という表現を用いています。それはなぜでしょうか。

また、留学生からは「教室で日本語の先生が話すことは理解できるが、一步外に出たら地域の日本人が何を言っているかわからない」という声がよく聞かれます。この地域に何年も住んでいる外国人でも「職場以外の日本人と話したことがない」「日本人と話す機会はほとんどない」という人がたくさんいます。

「日本語交流員」の役割、できることは何でしょうか。

はじめに

【考えてみましょう】

みなさんは仕事の都合で、突然外国で暮らすことになりました。日本から家族も連れていきます。みなさんはその国の言葉を少しだけ勉強してから行きますが、まだ簡単な会話しかできません。もちろんその国に行っても語学の勉強は続けますが、近くに住む人たちにどのような態度をとってほしいですか。

近くに住む人たちが、

1. 自分たちと同じコミュニティに暮らす人として積極的に仲間に入れてくれる。一方で日本文化についてもできるだけ理解しようとしてくれる。
2. コミュニティに入れてくれようとはするものの、その国の文化や考え方を強要され、「この国ではこうするんだ」と言われる。
3. 会えばあいさつぐらいはするが、それ以上の会話はほぼない。
4. 一切会話はなし。むしろここからいなくなればいいと思われているようだ。

そして、現在のこの地域の状況は上記の1～4のどれでしょうか。

キーワード

日本語学習支援、日本語交流員、地域日本語教室、連携、交流、多文化共生

知識

【講義 1：これまでの研修の振り返り】

問 1：これまでの研修を振り返ってみましょう。

(会場によって順序が異なる場合もあります)

- 1) 日本語交流員の役割と多文化共生 (学習者の背景に対する理解)
～日本語交流員の役割を学ぶとともに多様性を認め合おう～
- 2) 長野県、地域の独自性
～どんな特徴があり、どんな日本語教室があり学習者がいるのかを知ろう～
- 3) やさしい日本語
～言語としてやさしい日本語って何。どう使うの?～
- 4) 多文化コミュニケーション
～コミュニケーションから相手の文化を尊重しよう～
- 5) 日本語交流員としての心得 (本章)
～活動を想定し、実践してみよう～

以上、全 5 回の研修です。

ワーク 1

1-1 いちばん印象に残ったのは、どの章でしたか。

1-2 この研修を受ける前と今とで、何か変わったことはありますか。

【講義 2】既存の地域日本語教室との連携

問 2：地域にどんな日本語教室がいくつありますか。

第 2 章でも触れていますが、もう一度資料 1「長野県内の日本語教室一覧」を参照してください。

※「日本語教室」は、地域に住む外国人が日本語を学ぶための教室です。「日本語学校」とは異なります。



教室によって、それぞれ特徴があります。

スタッフを募集していたり、見学を受け入れたりしている教室がもしあれば、今後ぜひ一度見学に行かれることをお勧めします。

ワーク 2

2-1 地域日本語教室にはどのような背景の人が日本語学習をしに来ると思いますか。

2-2 全国的に日本語教師数や日本語学習者数はどのように変化しているでしょうか。資料 2「令和元年度国内の日本語教育の概要」（パンフレット版）を参照してください。

※「日本語教師のうち 60%はボランティア」「日本語教師のうち半数は 50 代以上」が占めています。

（令和元年度「国内の日本語教育の概要」（文化庁））より

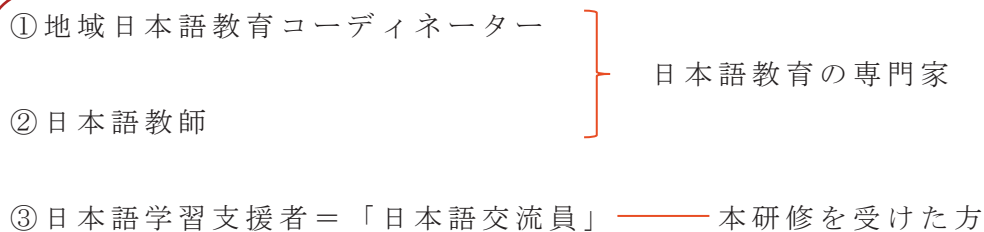
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r01/

「日本語交流員」とは

「日本語交流員」は、長野県が本事業において使用している、支援者に対する呼び方です（先行事例としては、千葉市国際交流協会が「日本語交流員」という呼称を2018年から使用しています）。なかなかなじみがない言葉かもしれませんが、これからの地域における日本語学習支援や多文化共生を進めるうえで、とても大切な役割です。

長野県が目指している「日本語交流員」を活用したモデル的日本語教室とはどのようなものか、資料から見てみましょう。

資料3、**資料4**を参照し、以下の役割を確認してください。



【解決したい課題】

1. 日本語教師は専門家なので、相手に合わせてコントロールされた日本語を話すことができます。しかし、そのような日本語教師とだけ話せていても、地域の日本人とコミュニケーションをとることができません。
2. 外国人がせっかく日本語を勉強して日本に長く住んでいるのに、日本人と話したことがないというのは、地域にとってもったいないことです。
3. 教室形式では、教師1：学習者多数となってしまう、ひとりひとりのニーズやレベルに合わせたきめ細やかな対応をすることができず、1人あたりの発話量も十分に取れません。
4. 授業を受けただけ、教科書を読んだだけでは、言葉は使えるようにはなりません。学習したことを使って自分の言いたいことを伝えたり、相手とコミュニケーションを取ったりして初めて、自分のものになるのです。

これらの課題を解決できるのは、まさに「日本語交流員」の存在です。

【講義3】外国人支援の様々な事例紹介

問3：日本語を学習している外国人から相談を受けたら、どのように対応すればよいのでしょうか。また、外国人からの相談を受け付けている窓口はあるのでしょうか。

<2019年10月1日にオープン>

長野県多文化共生相談センター

電話：026-219-3068/080-4454-1899

場所：長野市もんぜんぷら座3階

時間：第1水曜日・第3水曜日を除く平日（月曜日～金曜日）、第1土曜日・第3土曜日
10:00～18:00

※多言語で相談することができます。

※詳しくは、チラシかHPをご覧ください。

<https://www.naganoken-tabunka-center.jp/>



ワーク3

日本語を勉強している外国人女性から「子供のことで困っていることがある」と相談を受けました。次のような相談を受けた時、あなたはどのように対応しますか。

3-1 「学校からのお便りが読めません。何て書いてあるんですか。」

3-2 「母国に残してきた子供を日本に呼びたいです。どうすればいいですか。」

相談への対応

相談されたことにはすべて対応してあげたくになりますが、日本語の学習支援者としてできることとできないこと、さらに言えばすべきこととすべきではないことがあります。

その場で対応できる日本語に関する問題に答えたり、生活上の知識や情報を伝えたりすることは日本語交流員の活動に含まれますが、より専門性を要することや複雑な問題については、コーディネーターに報告したり、相談窓口につなげたりすることが交流員としての適切な対応です。

外国人と直接接するみなさんは、いちばん話しやすく、悩みに気付きやすい存在です。何か問題を抱えている様子が見受けられたら、ぜひ遠慮なく窓口につないでください。

【講義 4】日本語交流員としての実践演習

問 4：「日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する」とは、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。実際の映像を見てみましょう。ただし、これはある地域で行われたモデル教室の一例です。どのような教室を実施するかは各地域の特性に合わせて決定します。あくまでも日本語交流員の活動の一例としてご覧ください。

モデル教室例の映像視聴

どのように感じたでしょうか。「日本語交流員は指導する者ではない」ということの意味が少し理解できたでしょうか。

モデル教室では、日本語指導については専門家である日本語教師が責任をもって行います。しかし、日本語教師だけでは学習者の個別ニーズやレベルに十分に合わせることはできませんし、習った日本語を使って地域の日本人とコミュニケーションをとることは学習者にとって非常に貴重な経験です。

みなさんは本研修を通して、「やさしい日本語」や多文化コミュニケーションそして多文化共生についての基礎知識を学ばれています。ぜひ今後はそれらを生かしてモデル教室はもちろん、地域の日本語教室で活躍いただきたいと思います。

多文化共生に向けての地域の意識変化は、オセロの石をひっくり返すように一気に進みません。みなさんのような存在がひとつひとつ石を投じるように地域が増えていくことで、少しずつ地域を変えていくことができます。

ぜひみなさん自身が日本語を学ぶ外国人との交流を楽しんでください。そして地域に住む外国人に接する機会があれば、気軽に声をかけてください。それが、外国人と地域がつながるきっかけとなるのです。



長野県学習支援者研修
日本語交流員として

ワーク 1

- 1-1 いちばん印象に残ったのは、どの章でしたか。
- 1-2 この研修を受ける前と今とで、何か変わったことはありますか。

ワーク 2

- 2-1 地域日本語教室にはどのような背景の人が日本語学習をしに来ると思いますか。
- 2-2 全国的に日本語教師数や日本語学習者数はどのように変化しているでしょうか。[資料 2](#)「令和元年度国内の日本語教育の概要」（パンフレット版）を参照。

ワーク 3

日本語を勉強している外国人女性から「子供のことで困っていることがある」と相談を受けました。次のような相談を受けた時、あなたはどのように対応しますか。

- 3-1 「学校からのお便りが読めません。」
- 3-2 「母国に残してきた子供を日本に呼びたいです。どうすればいいですか。」

令和2年度 日本語教室一覧

資料1

◆ 県が把握している日本語教室の情報を地域別に掲載しています。(令和2年5月13日現在)

番号	10広域	市町村	日本語教室名	開設場所	連絡先		対象者		開設曜日・時間	受講料	申し込み方法			PR(講座の内容・行事等)
					電話番号	メールアドレス	大人	子ども			電話	メール	直接来場	
1	佐久地域	小諸市	小諸日本語教室 夜教室	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市市民交流センター	0267-22-1700 (内線2311)		○	○	土曜日19:00~21:00 (4月~11月)	1年間 500円	○	○	○	小諸日本語教室 夜教室と小諸日本語教室 昼教室、どちらでも都合の良い方に申し込んでください。どちらの教室も、小諸市役所近くにあるので、通いやすいです。大人も子どもも学習できます。
			小諸日本語教室 昼教室	小諸市三和1丁目2番9号 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター	0267-22-1700 (内線2311)		○	○	木曜日10:00~11:30 (4月~11月)	1年間 500円	○	○	○	小諸日本語教室 夜教室と小諸日本語教室 昼教室、どちらでも都合の良い方に申し込んでください。どちらの教室も、小諸市役所近くにあるので、通いやすいです。大人も子どもも学習できます。
2	佐久地域	佐久市	すずらの会	佐久市取出町183 佐久市野沢会館	090-2483-0277	likato-planet@ai.wakwak.com	○	○	土曜日10:00~11:30 (4月第2土曜日~12月第2土曜日まで)	1年間 1000円	○	○	○	地域に住む日本語を第一言語としない人を対象に、日本語を支援しているボランティア団体です。1993年にスタートし、26年目を迎えました。日本語学習の他に、日本文化を学ぶ、書道や茶道などの体験学習もを行い、楽しく学習活動しています。お子さん連れ可。(託児あり)
3	佐久地域	軽井沢町	IAK主催日本語教室	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353-1 軽井沢町中央公民館	0267-45-4101	info@iakaruizawa.com	○	○	木曜日10:00~12:00 (変更の場合があるので、事前に連絡をしてください)	1回 500円	○	○	○	国際交流を目的としてボランティアが開催する日本語教室です。
4	佐久地域	御代田町	外国籍住民のための日本語教室	北佐久郡御代田町馬場口11901-1 エコールみよた	0267-32-3194	youzi19471111@yahoo.co.jp	○	○	日曜日(月4回) 14:00~15:30	1ヶ月 100円	○	○	○	・レベル別(4クラス)学習 ・教材が貸与になるので教材のお金はいりません。
5	上田地域	上田市	みのりの会	上田市材木町1-2-2 うえだ市民プラザゆう	0268-27-4905		○	○	土曜日13:00~15:00(祝祭日除く)	無料	○	○	○	・学習者のスキルに応じて対応 ・日本語能力試験受験者OK
6	上田地域	上田市	ゆうあいまるこ	上田市丸子1600-1 上田市社会福祉協議会丸子地域活動センター	0268-43-3580		○	○	土曜日10:00~12:00	1年間 500円	○	○	○	yuaimaruko.blog.fc2.com
7	上田地域	上田市	ふれあい日本語教室	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター	080-5144-0805		○	○	日曜日10:00~12:00	1年間 500円	○	○	○	現在、ご連絡いただいても受講生多数のためお受けできない場合があります。
8	上田地域	上田市	上小日本語講座	上田市上田原1640 上田創造館	090-1215-5561	fk2tana@hotmail.com	○	○	日曜日(月3回) 13:30~15:00	無料	○	○	○	どなたでもお気軽にご参加ください。
9	上田地域	上田市	インドネシア ジャヤ (Indonesia Jaya)	長野県上田市中之条1095-26 千曲町自治会館・集会所	080-4451-9901		○	○	土曜日10:00~11:00	無料	○	○	○	インドネシア国籍の子供たちに対して、学校の宿題サポートを始めとする日本語学習支援しています。またインドネシアや日本の文化等についての学びの支援もしています。
10	上田地域	東御市	「あいうえお」の会	東御市東288-4 東御市中央公民館	0268-62-4551	kumiko-odagiri@amail.plala.or.jp	○	○	月曜日13:30~15:00	1年間 1000円	○	○	○	
11	諏訪地域	岡谷市	(公財)おかや文化振興事業団 国際交流センター 日本語教室	岡谷市中央町1-11-1 イルプラザ3階 生涯学習館(カルチャーセンター)	0266-24-3226	oiea@oiea.jp	○	○	月曜日 19:00~20:30	無料	○	○	○	生活支援のための日常会話を教えています。
12	諏訪地域	岡谷市	日本語ボランティア教室「ふれあい」	岡谷市長地権現町4-11-50 諏訪湖ハイツ	080-5656-3757		○	○	日曜日10:30~12:00	1ヶ月 200円	○	○	○	春と秋にお茶会、12月に交流会(各国のお国自慢料理を作って食事会をする)
13	諏訪地域	諏訪市	諏訪日本語教室	諏訪市湖岸通り5-12-18 諏訪市公民館	080-7748-6550		○	○	土曜日13:30~15:00	1回 300円	○	○	○	日本語能力試験も対応。日本語のレベル別グループ学習。
14	諏訪地域	諏訪市	日本語学習支援さくらの会	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター 『湖小路いきいき元気館』3F	090-1543-4400	sandy.akhn@gmail.com	○	○	日曜日10:00~12:00	1ヶ月 500円	○	○	○	技能実習生・研修生・定住者の学習ニーズ(日本語能力検定試験対策、ビジネス日本語、日常会話)に対応して学んでいます。地域の人々との共生を図るため、お花見など異文化交流会があります。楽しいさくらの会です。
15	諏訪地域	茅野市	茅野かけはし	茅野市仲町14-7 カトリック茅野教会	090-7949-3179		○	○	土曜日10:00~12:00	1ヶ月 100円	○	○	○	・対象は地域在住の外国籍の方 ・レベルは入門から日本語能力試験N1まで ※会場はカトリック茅野教会またはの地区コミュニティセンターのどちらかを利用して行っています。
				茅野市塚原1-9-16 ちの地区コミュニティセンター	090-7949-3179	○	○	土曜日10:00~12:00	1ヶ月 100円	○	○	○		
16	諏訪地域	茅野市	日本語カフェりぼん	茅野市宮川4552-2 茅野市中央公民館	0266-72-7426	harunyun3jp@yahoo.co.jp	○	○	金曜日19:00~21:00 (祝祭日除く)	1回 100円	○	○	○	日本語で多文化交流
17	諏訪地域	茅野市	日本語教室	茅野市塚原2-5-45 茅野市ひと・まちプラザ	0266-72-2101 (内線634)	shogaigakushu@city.chino.lg.jp	○	○	日曜日13:00~15:00	無料	○	○	○	初めての方は茅野市教育委員会 生涯学習課(0266-72-2101内線634)までご連絡ください。
18	諏訪地域	富士見町	富士見町日本語教室	諏訪郡富士見町富士見3597-1 富士見町コミュニティプラザ	0266-62-7900	8145@town.fujimi.lg.jp	○	○	水曜日16:00~18:00 金曜日19:00~21:00	無料	○	○	○	
19	上伊那地域	伊那市	ゆいインターナショナル	伊那市若宮7380-261	090-9359-8858	inainaka@valley.ne.jp	○	○	日曜日10:00~11:30	1回 200円	○	○	○	
20	上伊那地域	伊那市	伊那日本語教室 さくら組	伊那市荒井3500-1「いなっせ」(生涯学習センター)401・402			○	○	さくら組 木曜日13:00~14:30 土曜日 14:30~16:00 日曜日 10:00~11:30 さくら組ジュニア(こども) 14:00~15:30	1回200円 (ジュニアクラスは無料)	○	○	○	大人のクラスでは、初心者から日本語検定受験を目指す方まで様々なレベルの学習者がいます。ジュニアクラスでは、小・中学生の日本語指導や教科補習をしています。
21	上伊那地域	駒ヶ根市	地球人ネットワークinこまがね日本語教室	駒ヶ根市梨の木2-25 ふれあいセンター内ボランティアセンター	0265-81-5900		○	○	火曜日13:30~15:00 水曜日19:00~20:30 土曜日10:00~11:30	1年間 500円	○	○	○	HP (https://chikyujinetwork.wixsite.com/komagane-nihongo)、Facebook(https://ja-jp.facebook.com/chikyujinetwork/)、Instagram(https://www.instagram.com/chikyujinetwork/)
22	上伊那地域	駒ヶ根市	中国帰国者生活支援 日本語教室	駒ヶ根市梨の木2-25 ふれあいセンター	0265-83-6008		○	○	毎月1回 日曜日14:00~16:00	無料	○	○	○	
23	上伊那地域	辰野町	日本語教室	辰野町大字伊那富2674-1(辰野町ボランティアセンター)	0266-41-5558	volunteer@tatsunomachi.jp	○	○	第2水曜日18:30~20:00 第3土曜日9:00~11:30	無料	○	○	○	日常会話ができるようになることを目的としています。
24	上伊那地域	箕輪町	箕輪町日本語教室	上伊那郡箕輪町大字箕輪10291	0265-79-4107		○	○	毎月3回 土曜日13:00~15:00	1年間 3000円	○	○	○	皆さまのニーズにあった指導をします。(日本語能力試験対応。日常会話にも対応できます。)

番号	10広域	市町村	日本語教室名	開設場所	連絡先		対象者		開設曜日・時間	受講料	申し込み方法			PR(講座の内容・行事等)
					電話番号	メールアドレス	大人	子ども			電話	メール	直接来場	
25	南信州地域	飯田市	好友会 竜丘日本語教室	飯田市桐林505 竜丘公民館	0265-26-9303		○	○	日曜日 13:30~15:30	無料	○	○	○	どなたでも歓迎です。是非どうぞ。
26	南信州地域	飯田市	Hand in Hand(ハンド イン ハンド)和楽	飯田市白山町3丁目5-10 和楽	0265-24-1146		○	○	土曜日、日曜日 13:30~15:30	無料	○	○	○	国籍、宗教、年齢問わず、どなたでも気軽にいらしてください。
27	南信州地域	飯田市	わいわいサロン	飯田市吉妻町139 飯田市公民館	0265-22-1132	icco01gkr1@city.ii-da.nagano.jp	○	○	木曜日 10:00~12:00	無料	○	○	○	夜間の教室も随時開催しております(開催場所や時間など、詳しいことは飯田市公民館へお問い合わせください TEL0265-22-1132)
28	南信州地域	豊丘村	だんだんにほんご	下伊那郡豊丘村神福369 豊丘村交流学習センターゆめあて	0265-35-9066		○		月2回 木曜日 19:00~	無料	○	○	○	毎回テーマを決めて、日本語でおしゃべりをして、だんだん日本語を身につけましょう。
29	南信州地域	阿智村	にほんごカフェ~みんなのにほんご~	下伊那郡阿智村駒場763 ゲストハウス みんなのいえ	0265-49-8401	info@minna-no-ie.net	○	○	毎月最終日曜日 13:30~15:30	学習した人: 300円 (テキスト、飲み物、場所)	○	○	○	毎回テーマに沿って集まったみんなで日本語で話をします。日本人サポーターが毎回教員参加してくれているので、地域の中で交流ができます。サポーターは「やさしい日本語」を使う練習になります。
30	木曾地域	大桑村	日本語教室	木曾郡大桑村野尻1435-7(野尻地区館)	0264-55-1020	syakyo@vill.ooku.wa.nagano.jp	○	○	毎月第2・4土曜日(原則) 10:00~12:00	無料	○	○	○	受講者については大桑村在住の方のみでお願いします。
				木曾郡大桑村野尻2512-1(文庫モモ)	0264-55-1020	syakyo@vill.ooku.wa.nagano.jp	○	○	毎月第2・4土曜日(原則) 10:00~12:00	無料	○	○	○	受講者については大桑村在住の方のみでお願いします。
31	松本地域	松本市	中儀にほんごひろば	松本市出川1-5-9 庄内地区公民館	0263-24-1811		○		日曜日 10:00~12:00	無料	○	○	○	開設から今年でちょうど10年目を迎えました。季節のイベントをやっています。(クリスマス、七夕等)
				松本市並柳4-5-3 長野県並柳団地集会所	0263-24-1811		○		日曜日 10:00~11:30	無料	○	○	○	
32	松本地域	松本市	松本みんなのにほんご教室	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132		○	○	月曜日・木曜日 9:30~12:30	有料	○	○	○	テキストを使って積み重ねて学ぶ教室です。
33	松本地域	松本市	ヤングにほんご教室	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132	young.japanese.class@gmail.com	○		月曜日・木曜日 18:00~20:00	1回 300円	○	○	○	以下のサイトより、支援の様子をご覧になれます。 https://ja-jp.facebook.com/NihongoClassesInMatsumoto/
34	松本地域	松本市	なんなん日本語講座	松本市芳野4-1 なんなんひろば	0263-26-1083		○	○	月曜日 19:00~20:30	無料	○	○	○	
35	松本地域	松本市	松本市中央公民館日本語講座	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132		○		火曜日 19:00~20:30	無料	○	○	○	いろいろなレベルやニーズの人がグループにわかれ、会話中心で楽しく勉強しています。
36	松本地域	松本市	芳川日本語教室	松本市野満東2丁目10番1号 芳川公民館	0263-58-2034		○	○	木曜日 19:30~21:00	無料	○	○	○	地域の人のつながりをもてる家庭的な雰囲気のある教室です。年に2回パーティーもします。
37	松本地域	松本市	松本市波田日本語教室	松本市波田4417-1 波田支所内	0263-92-2268		○	○	土曜日 19:30~21:00	無料	○	○	○	毎年12月にランチパーティーを開催しています。
38	松本地域	松本市	木曜午前ボランティア日本語教室	松本市中央1-18-1 松本市中央公民館(Mウイング)	0263-32-1132		○	○	木曜日 10:00~11:30	無料	○	○	○	いろいろなレベルやニーズの人がグループにわかれ、会話中心で楽しく勉強しています。
39	松本地域	松本市	留学生並びに外国籍子弟のための日本語教室	松本市元町3-7-1 城東公民館	080-3172-2875	kokusai@city.matsumoto.lg.jp	○	○	お問い合わせください	無料	○	○	○	誰でもお越しください。
40	松本地域	松本市	松本日本語カフェ「Mカフェ」	松本市芳野4-1 松南地区公民館	(日本) 080-1274-2526 (英語) 080-6939-0344		○		第4土曜日 9:45~12:00 (途中からでも大丈夫です)	無料	○	○	○	多文化共生をテーマに、日本語や各国のゲーム・歌・ダンス・料理・クラフトなどの文化紹介をして、交流しています。国を問わず、「心の近所さん」を楽しみましょう。
41	松本地域	松本市	日本語学習サロン「日本語いろいろ」	主に松本市旭2-11-13 安原地区公民館(変更有)	090-5784-2175 090-4462-6615	j.o.terash@gmail.com	○		お問い合わせください	無料(行事によっては有料)	○	○	○	自分たちの住む地域を知ったり、生まれた国のことを発信する内容です
42	松本地域	塩尻市	楽しい日本語講座	塩尻市大門七番町4-3 塩尻総合文化センター	0263-52-0280		○	○	日曜日 10:00~12:00	無料	○	○	○	休講日等については、市のHPをご確認ください。 (https://www.city.shiojiri.lg.jp/kurashi/kakushusodan/nihongo.html)
43	松本地域	安曇野市	安曇野市豊科日本語教室	安曇野市豊科4030-4 ささえあいセンターにじ	0263-72-2348		○	○	日曜日 10:00~12:00	無料	○	○	○	授業はそれぞれの方の希望に合わせてスタッフとの1対1で行います。
44	松本地域	安曇野市	安曇野市穂高日本語教室	安曇野市穂高5047 穂高公民館	0263-71-2466		○	○	土曜日 14:00~16:00	無料	○	○	○	
45	松本地域	安曇野市	安曇野市三郷日本語教室	安曇野市三郷明盛4810-1三郷公民館	0263-71-2466		○	○	土曜日 19:00~21:00	無料	○	○	○	
46	松本地域	安曇野市	安曇野市堀金日本語教室	安曇野市堀金鳥川2750-1 堀金公民館	0263-71-2466		○	○	日曜日 19:00~21:00	無料	○	○	○	
47	松本地域	安曇野市	AIN日本語教室	長野県安曇野市穂高4303-1 ウェルカムカトマンス	090-1869-9547	azumino.kokusai.net@yahoo.co.jp	○	○	火曜日 15:00~16:00	無料	○	○	○	
48	オアフ州地域	大町市	外国人のための日本語教室	大町市大町1601-2 大町公民館	0261-22-9988	pnb-omachi@city.oma.chi.nagano.jp	○		水曜日 19:00~21:00	無料	○	○	○	生活に必要な日本語を支援するとともに、能力に応じ、日本語のテキストを使用しながらマンツーマン又はグループ指導を行う。年数回交流会を開催している。
49	オアフ州地域	松川村	まつかわ日本語教室	北安曇郡松川村84-1すずの音ホール	0261-62-2481	kouminkan@vill.matsukawa.nagano.jp	○		金曜日 19:30~	1年間 500円	○	○	○	本教室は日本語能力試験の学習を行っています。
50	オアフ州地域	池田町	池田町日本語教室	北安曇郡池田町大字池田3338-1 池田町交流センターかえで	0261-62-2058	gakushuu@town.ikedata.nagano.jp	○	○	木曜日 19:30~21:00	無料	○	○	○	
51	オアフ州地域	白馬村	日本語教室	北安曇郡白馬村北城7025 白馬村保健福祉ふれあいセンター	0261-72-7230		○		不定期水曜日 10:00~11:00 19:00~20:00	1回 100円	○	○	○	

番号	10広域	市町村	日本語教室名	開設場所	連絡先		対象者		開設曜日・時間	受講料	申し込み方法			PR(講座の内容・行事等)
					電話番号	メールアドレス	大人	子ども			電話	メール	直接来場	
52	長野地域	長野市	外国人のための日本語教室	長野市大字鶴賀緑町1596番13 中部公民館	026-234-1883	tyubu-ph@city.nagano.lg.jp			火曜日10:00~11:30 (4/14~全36回)	無料 (テキストは有料)				長野市に在住・在勤の方が対象です。日本語を初めて学ぶ方を歓迎します。
53	長野地域	長野市	長野市国際交流コーナー 外国人のための日本語教室	長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座3F 長野市国際交流コーナー	026-223-0053	kokusai@monzen-plaza.com			月曜日・火曜日・木曜日・ 金曜日・土曜日 10:30~12:30 13:30~15:30	無料				年2回(春・秋)野外イベントを開催しています。
54	長野地域	長野市	長野県日中友好協会帰国者交流センター 日本語教室	長野市中御所岡田町166-1 長野県日中友好協会内	026-224-6517	jcfan@mx1.avis.n.ej.jp			月曜日・火曜日・水曜日 9:30~11:30	無料				中国帰国者の大人のみです。
55	長野地域	須坂市	日本語教室	須坂市大字須坂747-1 須坂市中央公民館	026-245-1598				毎月(8月除く)第1~3水曜日 13:30~15:00	1回200円 ※月3回参加したときは1か月500円				1対1での学習ができます。
56	長野地域	千曲市	日本語教室	千曲市粟佐1301 千曲市人権ふれあいセンター	026-273-3693				第2・4日曜日 10:30~12:30	無料				7月と2月に交流会を行っています。
57	長野地域	千曲市	八幡日本語教室	千曲市大字八幡3311 八幡公民館	026-273-1111 (内線4113)				金曜日13:30~15:30 (1,2,8月を除く)	無料				勉強の後お茶会(参加自由)もあります。
58	長野地域	高山村	日本語教室	上高井郡高山村高井4972 高山村公民館	026-214-9762				年5回 未定	無料				対象は村内の大人のみ。年5回で不定期で開催しております。(詳しいことは公民館へ聞いてください。)
59	北信地域	中野市	日本語教室	中野市三好町一丁目4番27号 中野市中央公民館	0269-22-2691				火曜日10:00~12:00 第2・4日曜日19:00~21:00	無料				市内にお住まいの外国出身の方が日常会話や、簡単な読み書き、日本の習慣などを学べます。
60	北信地域	山ノ内町	日本語教室(PUAN)	山ノ内町大字佐野	090-4152-5837	puan@hotmail.co.jp			随時開催	無料				ご相談ください。
61	北信地域	山ノ内町	山ノ内町日本語教室	下高井郡山ノ内町大字平穏4015-1 山ノ内町文化センター	090-1705-6250	kobays@joy.ocn.n.ej.jp			お問い合わせください (ご希望をお伝えください)	無料				この教室では2つの目的で学ぶ方を支援しています。日常生活に必要な日本語を学びたい方、日本語能力試験合格を目指す方
62	北信地域	木島平村	ふれんどりい日本語教室	下高井郡木島平村上木島1762 木島平村農村交流館	0269-82-2041	jinken@vill.kijimadaira.lg.jp			水曜日20:00~22:00	無料				

国内の日本語教育の概要

令和元年度

国内の日本語教育の概要

我が国に在留する外国人の数は、令和元年末には約293万人となり、「出入国管理及び難民認定法」が改正、施行された後の約108万人(平成2年末)と比べて3倍に迫る数となっています。この間、日本語学習者の拡大と多様化が進みました。平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。また、令和元年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、国内における日本語教育環境の整備が進んでいくことが期待されます。今後、このような状況に適切に対応した日本語教育の展開が求められるとともに、日本語教師や日本語学習支援者等の日本語教育に関わる人材に求められる役割やその活動の場も広がっていくと考えられます。

文化庁では、国内の外国人等に対する日本語教育の現状を把握するため、昭和42年以来毎年継続して「日本語教育実態調査」を実施しており、この度、令和元年11月1日現在の調査結果の概要を取りまとめました。

本概要が、日本語教育の現状把握や基礎資料として役立てば幸いです。

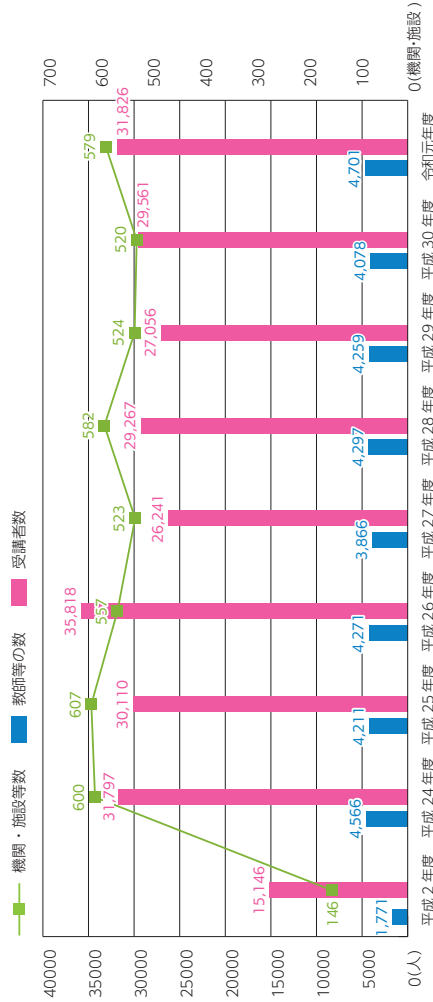
日本語教師養成・研修の現状

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数、教師等の数、受講者数の推移

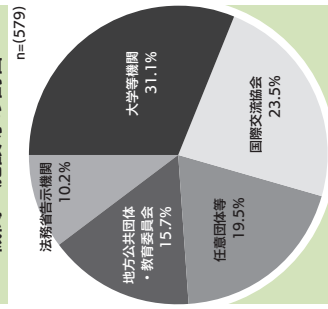
令和元年11月1日現在、国内における日本語教師養成・研修課程(コース)、科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は579、日本語教師養成・研修担当の教師数は4,701人、受講者数は31,826人となっている。

前年度との比較では、日本語教師養成・研修の実施機関・施設等数、日本語教師養成・研修担当の教師数、受講者数のいずれも増加している。

平成2年度からの推移を見ると、日本語教師養成・研修実施機関・施設等数は146から579(4.0倍)に増加し、教師数は1,771人から4,701人(2.7倍)に、受講者数は15,146人から31,826人(2.1倍)に増加している。

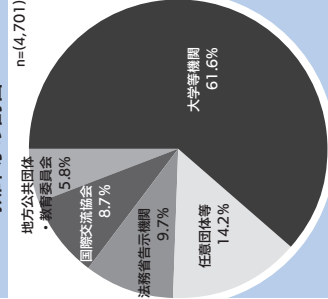


機関・施設等の割合



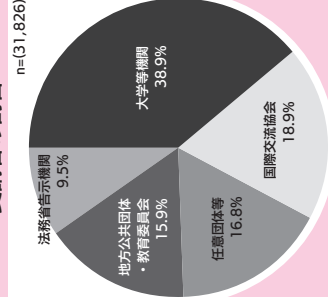
機関・施設等数は、大学等機関が180(31.1%)と最も多く、以下、国際交流協会136(23.5%)、任意団体等113(19.5%)、地方公共団体・教育委員会91(15.7%)、法務省告示機関59(10.2%)の順となっている。

教師等の割合



教師等の数は、大学等機関が2,896人(61.6%)と最も多く、以下、任意団体等669人(14.2%)、法務省告示機関458人(9.7%)、国際交流協会407人(8.7%)、地方公共団体・教育委員会271人(5.8%)の順となっている。

受講者の割合



受講者数は、大学等機関が12,372人(38.9%)と最も多く、以下、国際交流協会6,004人(18.9%)、任意団体等5,359人(16.8%)、地方公共団体・教育委員会5,069人(15.9%)、法務省告示機関3,022人(9.5%)の順となっている。



文化庁広報誌「ぶんかろ」
キャラクター：ぶんちゃん

調査の概要

調査対象

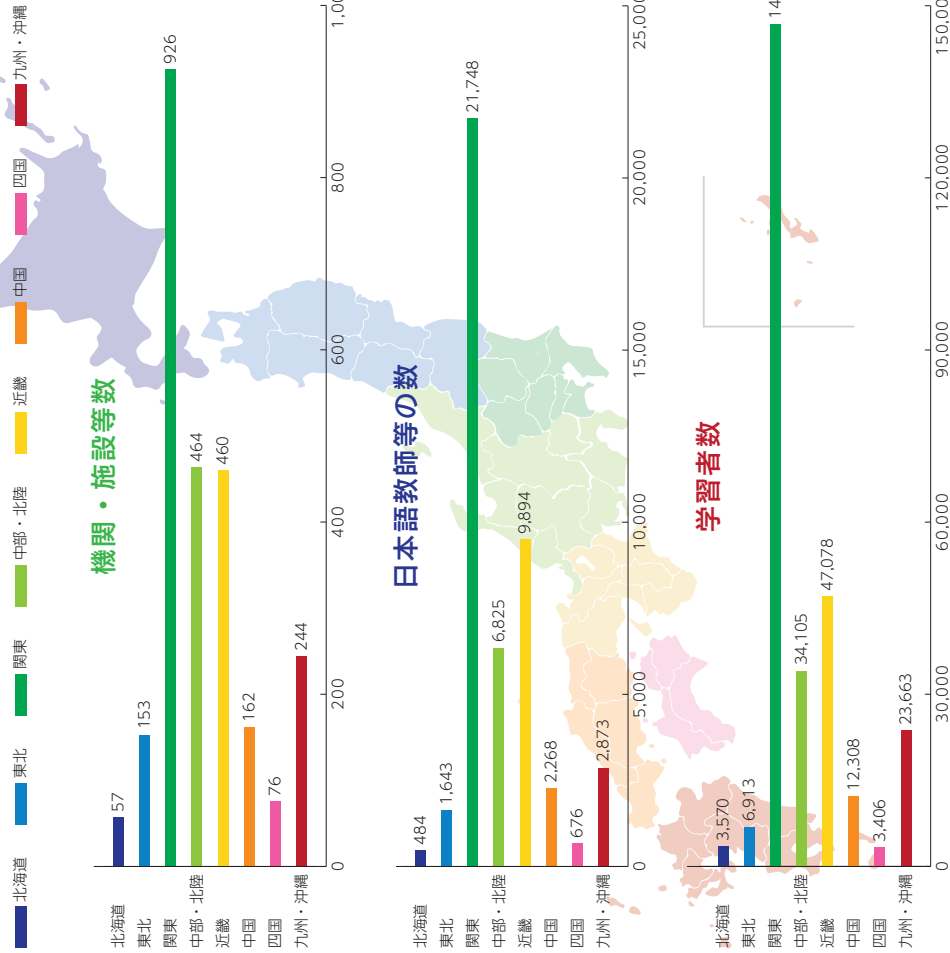
日本語教育、日本語教師の養成・研修を実施している機関・施設等8,035件を対象とし、そのうち、回答のあった5,606件(回収率69.8%)を集計した。調査対象は大学/短期大学/高等専門学校/地方公共団体(首長部局、教育委員会)/国際交流協会/法務省が告示をもって定める日本語教育機関(以下、法務省告示機関)/特定非営利活動法人や任意団体等(初等中等教育機関は対象外)である。

外国人等に対する日本語教育の現状

地域別に見る日本語教育の現状

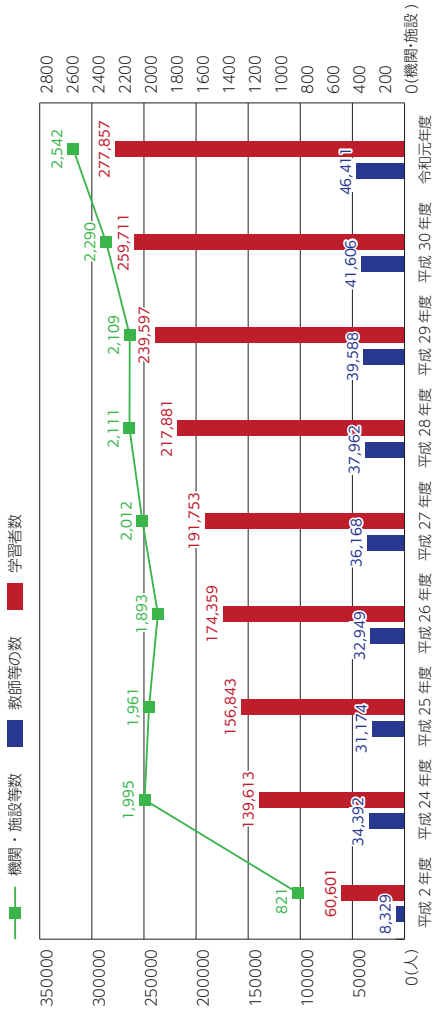
関東は、機関・施設等数が926、日本語教師等の数が21,748人、学習者数が146,814人と、他の地域に比べて抜きん出て多い。

次に、機関・施設等数では中部・北陸、近畿が多く、日本語教師等の数、学習者数では近畿、中部・北陸が多い。北海道、四国は全体的に少なく、施設数は100に達していない。

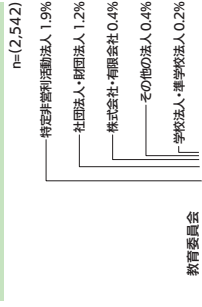


日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師等の数、日本語学習者数の推移

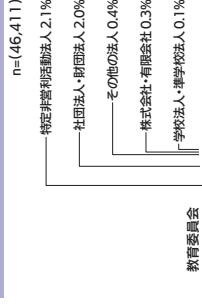
前年度との比較では、日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師等の数、日本語学習者数すべて増加している。平成2年度からの推移を見ると、日本語教育実施機関・施設等数は821から2,542(3.1倍)に、日本語教師等の数は、8,329人から46,411人(5.6倍)に、日本語学習者数は60,601人から277,857人(4.6倍)にそれぞれ増加している。



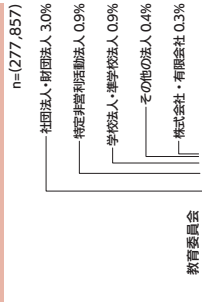
機関・施設等の割合



教師等の割合



学習者の割合



機関・施設等数は、法務省告示機関が618(24.3%)と最も多く、以下、大学等機関が566(22.3%)、任意団体547(21.5%)、国際交流協会334(13.1%)、地方公共団体197(7.8%)、教育委員会175(6.9%)の順となっている。

教師等の数は、法務省告示機関が12,933人(27.9%)と最も多く、以下、国際交流協会10,097人(21.8%)、任意団体7,720人(16.6%)、地方公共団体5,517人(11.9%)、大学等機関5,212人(11.2%)、教育委員会2,639人(5.7%)の順となっている。

学習者数は、法務省告示機関が113,626人(40.9%)と最も多く、以下、大学等機関66,112人(23.8%)、国際交流協会33,590人(12.1%)、任意団体20,403人(7.3%)、地方公共団体17,783人(6.4%)、教育委員会11,127人(4.0%)の順となっている。

3 日本語教育人材の整理

2 課題の(1)①「多様な教育目的や学習者のニーズ等に対応する幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた資質・能力や教育内容は示されていない。」を踏まえ、本報告においては、日本語教育人材を活動分野、役割、段階別に整理することとした。

なお、ここで挙げる日本語教育人材は、主として日本語学習を希望する者に対して、「日本語を教える／日本語学習を支援する」活動を行う者を対象¹⁵としている。

(1) 活動分野¹⁶

①国 内

「生活者としての外国人」をはじめ、大学や日本語教育機関において日本語を学ぶ留学生、日本語指導が必要な児童生徒等、就労を希望する在留外国人や研修生、技能実習生、難民や高度人材などに対する日本語教育

②海 外

海外の初等・中等・高等教育機関において外国語の教科として日本語を学ぶ学生、民間の教育機関やコミュニティースクールなどで日本語・日本文化を趣味・教養として学ぶ者、日系人及びその家族に対する継承語としての日本語教育や、現地日系企業や日本と関わりのある企業で働いている、あるいは働くことを希望する者、日本への留学を目指す者などに対する日本語教育

(2) 役 割

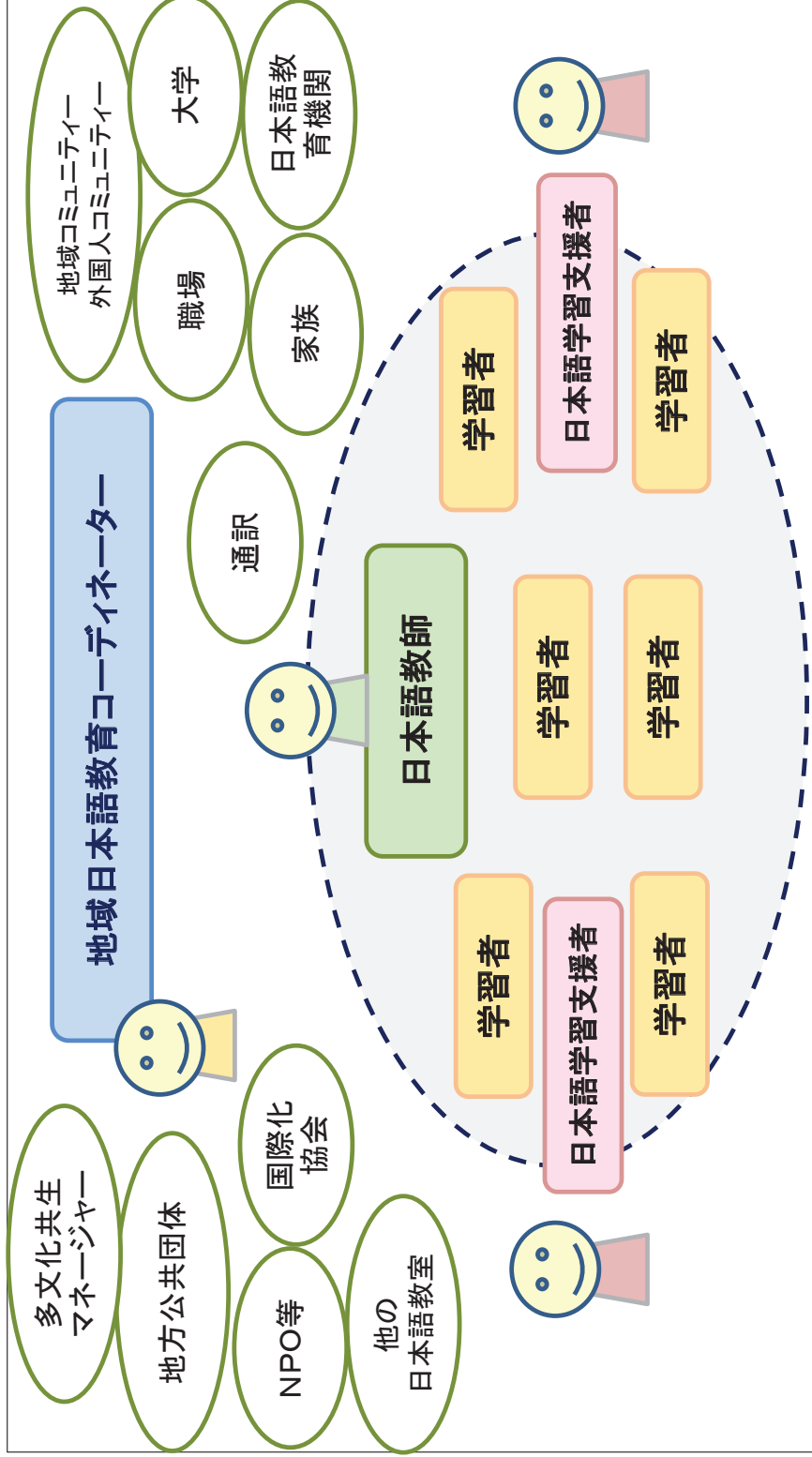
日本語教育人材の役割を次の三つに整理することとする。

① 日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
②日本語教育コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
③日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

¹⁵ 地域における市民活動としては「日本語を教える／学ぶ」こと以外にも多様な活動があり、それに関わる人材は広範であり、多様である。

¹⁶ 活動分野については、本報告では「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等について検討を行うこととし、就労を希望する在留外国人や難民、海外については平成30年度以降に引き続き検討を行う予定である。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティ等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。（出典「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」P124）

発行年月日	令和 2 年 9 月 26 日
著 作 者	文化庁
編 集 発 行	長野県県民文化部文化政策課 多文化共生・パスポート室 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 の 2 電 話 026-235-7173 (直通) ファクシミリ 026-232-1644 電 子 メ ー ル tabunka@pref.nagano.lg.jp ホ ー ム ペ ー ジ https://www.pref.nagano.lg.jp/

この事業は、文化庁「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を長野県が受託し作成したものです